

第1回 公共施設等市民会議 議事要録

実施日時 平成17年10月15日(土) 午前10時~12時
会 場 小平元気村おがわ東 第2会議室
参加者数 会議メンバー20人、市長、事務局3名(計24名)

<配布資料>

- ・小平市公共施設等市民会議(第1回)次第
- ・資料1「小平市公共施設等市民会議」の概要
- ・小平市公共施設等市民会議(第1回)補助資料

<会議内容>

- 1 開 会
- 2 「公共施設等市民会議」の概要
- 3 参加者による自己紹介
- 4 議 題
 - (1) 会議の運営方法について
 - (2) 小平市の公共施設の現状について
 - ・公共施設をとりまく状況
 - ・受益者負担
 - ・利用方法

議事要録文中、発言者については以下の標記によります。

- 「市民」...市民会議メンバー
- 「課長」...行政経営課長
- 「補佐」...行政経営課長補佐

以下の議事要録は事務局の責任により編集しております。発言者の真意が十分に伝えきれ
ていない場合がありますので、どうぞご了承ください。

1 開 会

<開会にあたり、市長からあいさつ>

2 「公共施設等市民会議」について

行政経営課長より、会議設置の趣旨などについて説明（配布資料1）

議 事

以下の議事要旨は、事務局の責任において編集しております。発言者の真意が十分に伝えきれていない場合がありますので、どうぞご了承ください。

参加者自己紹介

市民) 小平に住み始めて40年近くになる。つい最近まで会社人間、仕事人間で会社と自宅を往復するだけという生活を続けてきた。国家財政も厳しい中、市の財政も厳しくなってくる。こうした中で、行財政や公共施設についてはどうなっているのかを知りたいというのが参加の動機。

市民) 市民活動としては図書館関係でいろいろやっている。受益者負担とは何かというところで共通認識ができればと思い参加した。

市民) 今まで仕事一筋で自宅と仕事の往復で過ごしてきたので、公共施設を利用したことがない。今日も(元気村おがわ東の)場所がわからず電話をしてから来た。判断の基準を市民サイドにおいて施策を行って欲しい。そういう意味で、施設も利用者サイドに立った運営をお願いしたい。

市民) 民間企業のサラリーマン。3年前に転入してきてまだ日が浅い。上水南町に住んでいて、地図上では小平市の東南の隅になる。道路を隔てると小金井市、少し西に行くと国分寺市であり、生活圏は完全に小金井市。それでは何故参加するのかというと、私は平日も家にいることがあるが、先般の衆議院選挙では一度も選挙カーを見ることがなく、忘れられた地域という危機感を持った。いわゆる偏狭の地帯、外れの方にも市民は住んでいるという視点からいろんな意見を聞いていただければと思う。

市民) 鷹の台に転入してきて4年になるが、どうしても国分寺を利用することが多い。今朝、家族に「あかしあ通り」について訊ねたところ全員知らなかった。生活圏がこうなっているので、

もう少し広い、広域行政がされると便利かと思う。子どもが通学途中に国分寺市の公民館を借りようとしたら、市民ではないので借りられなかった。何故毎日前を通っていて、しかも自転車で10分先の施設が使えないのか。「料金が多少高くてもいいから使えればいいのに、大人ってばかじゃないの」と言っている。それも一つの動機。

市民) 5年前から公民館を使って、タンゴとか落語などのイベントを安く、楽しく、近くということで市民向けにやっている。先ほど市長が、あまり愚痴っぽいことはいわないようにと言っていたが、5年くらい使わせてもらって、いろいろ不都合なことがあったり、お聞きしたいことがあったりするので、個別でも困ったことやお願いしたいことがあって参加した。

市民) ここ10年ほど福祉分野で地域活動をやっている。高齢者から障害者まで福祉のボランティアなどを行っている。元気村の施設が使えるのかと思えばそうでもなく、非常に市民活動がやりにくい状況にある。せめてスペースを活用できる方法があれば、ぜひ見直していただきたい。市民活動支援センター準備室もあるが、そこは行政版の市民活動。それから民間版の市民活動もあるし、社会福祉協議会版の市民活動を立ち上げようとしている。市民活動自体がこの市でどうなるかがはっきり確立されていない。

市民) 10年程前に越してきたが、子どもが生まれてから越してきたので、子育ては全て小平市でやっている。公共施設を利用しながら子育てしている最中なので、あまりよくは分からないが、この場でいろいろ勉強したい。

市民) 小平市に23年間住んでいて、23年間公共施設をフルに利用している。公共施設の役目を、私たち利用者、生活者の目線でもう一度しっかりと考えたい。

市民) 利用者の一人としていろいろな面で改善できるところがあればと思って参加した。

市民) 経営改革と非常にリンケージしているので両方出るようにした。民間活力・知力を活用するには、コミュニケーションの活性化が必要であり、コミュニケーションの活性化のためには当然公共施設の拡充が必要。拡充というのは、作るだけではなくて、いかにフルに活用するかということ。データをみると施設の利用率は50%くらいであり、要するに半分が死んでいる。公共施設はできるだけ低料金で、できるだけ多くの人に、できるだけ有意義に活用してもらおう。受益者(市民)からお金をとって拡充させていくのではなく、組織のムダを無くし、お金を作るアイディアを考えること。一つの例だが、ド

イツの公立学校では廃熱で施設発電をして、余った分は売電し、得た利益を学校予算に充当している例もある。施設のコストを抑えることで、使用料をゼロに近い価格にして、お金のない人でも使えるようにする、そういうことを考えるためにも、この市民会議でいろいろと勉強させてもらいたい。

市民) 経営改革市民会議に引き続き、今回も出席した。私は公共施設というと、ラグビースクールの校長をやっている関係で、子どもたちにいい環境の公共施設、使いやすくいい施設を、前向きに、いろいろな資料を参考にしながら、作っていくような行政になって欲しいと考えている。身近な問題としては、鷹の台に住んでいるので3月、4月に学生が非常に多いが、駅の改札が1箇所しかないため、道路が歩行者天国のようになってしまう。グラウンド側に改札を設けるなど、学生たちの行き来をやすくするような計画があるのか聞きたい。

市民) 公共施設というと、スポーツの関係が大好きである。NPO やっており、体育施設・学校体育館・グラウンドに関して、東京都、公益スポーツクラブ、その他などいろいろな会議に出ている。他市と比べながら、利用者側の立場にたって、そして行政側の立場も含めて、いろいろな方面からスポーツを愛好する立場から幅広い提案をして、みなさんが少しでも小平市で楽しめる、喜んでもらえる状況をつくってあげれば嬉しい

市民) 花小金井に住んでいるが、同じ小平でありながら恩恵を受けていない。花小金井方面は“小平東部自治区”という考えもできるのではないか。そのくらいの思いで参加した。私が区長に立候補しようとかいう意味ではなく公共施設の利用では「地の利」という問題は決定的なので、そういう考え方も持つ必要もあるということ。それから、小平市は、市民共有資産の活用が下手な市。歴史なども含め資産を次の時代に残していかなければならない。

市民) スポーツ施設に関心がある。小平市には立派な公共施設がたくさんあるが、活用面でどうかという点がいくつかある。そうした点を考え、いい方向に持っていければと思う。

市民) 小平に住んで20年近くになる。子育て中からずっといろいろな公共施設を利用している。今は夫が体育館を、子どもが地域センターを、私はサークル活動やボランティア活動で公民館や福祉会館を利用している。このように、利用している者の目から公共施設の見直しに参加したい。

市民) 誰でも参加しても良いということなので申

し込んだ。去年、公民館の保育の有料化が持ち上がったときにそこにいたので、これからどうなっていくのかを知りたいと思ってきた。

市民) 市議会議員1期目。いろんな市民の意見を聞ければと思って参加した。特に市民参加と議会制民主主義の違いに非常に関心がある。

市民) 在住55年、超高齢者なので、1つでも恩返しをしたいと思って参加した。気になっていることを3つ言いたい。市の財政が逼迫しており、コンパクトなまちづくりを市民が考えていく必要がある。小平を愛する立場から「都市経営」という感覚を持って考えたい。広域的には、武蔵野線という大環状線の周辺がどんどん開発されているので、それと連携をとっていければと思う。市役所から新小平の間をスモールビジネス街に、ベンチャービジネスが一番集結しているのは学園・津田を中心とした碁盤の目に仕切られた街区。先日、三次長総でワークショップに参加して、小平ほど面白くない町はないといったら拍手が起きた。都市観光というよりも、ふるさと感覚というか、住んでいる人にとってもう少し面白い町にならないかという夢を持っている。

市民) 市政に対する市民としては、自分たちの問題なので、参加意識や当事者意識を持つのは当然である。むしろ市民の義務ではないかという意味で参加した。仕事の関係もあり、時間ができたので参加することとしたが、話題については、その都度発言したい。

市長) 自治区制度についてだが、全国で合併が進むなかで、あまりに広域となり、住区制度が復活している。地域センターとは、もともと住区単位のもの。住区は公共施設の配置と非常にリンクする。地方が合併でまちが広域になりすぎてコミュニティが崩壊してしまったので、住区制度を立ち上げて、そこから代表者を選出するという考え。代表者は選挙で選ぶとか市長が任命するとかいろいろある。こういうのは面白い制度と思う。

4 議 題

公共施設の現状について

行政経営課長補佐より説明（補助資料）

公共施設等市民会議の議題について

市民）私は図書館をよく利用しているが、軽食をとれるようなところがあれば良いと思う。また、市民が老朽化した施設を手作業で修繕するという考えもある。理屈ではなく、具体的に行動で実質的に参加するというやり方も市民会議の提案の一つだと思う。

課長）利用の仕方に関して、そうした議論をいろいろ出すことが必要だと思っている。会議の中で、何をテーマとして取り上げるかは決まっていけないので、みなさんの中で重要だというものがあれば、そのテーマの会議を1回持って良いと思う。受益者負担の問題が中心というのであれば、それをテーマとすることもある。

市民）受益者負担が基本的な考え方というのであれば、そこには具体的な妥当性が必要になる。具体的でない、細かい市民の感覚で意見を出していけない。受益者負担がどうであるとか、業者に任せるにしてもいろいろな選択の方法があるだろうし、そういう問題はそれぞれの施設について必然的に意見が出てくる。統計的な数字も必要とは思いますが、市民会議で原則的な話をするのはどうか。

補佐）具体的にいくらお金がかかる、ということも経営していく上では大事なことであるとは承知している。ただ、知ってもらいたかったのは、これだけ施設を抱えていくと運営が苦しい、その中でどういう工夫ができるのか、みなさんの中でそういうアイデアがあったら出していただきたいということ。例えば住区の話が出たが、三鷹市などでは地域センターは地域のコミュニティが運営し、自主的に管理運営している。それでは小平市でも同様の制度を作った場合、実際にみなさんでやってみますか、ということを知りたい。実際に地域を構成しているみなさんの手が挙げれば、実験的にやってみようということにもなる。

有料化の話にしても、例えば有料化して減免を無くそうということになったとしても、こういう団体は減免しないと地域活動が停滞する、あるいは、現状の施設ではムリでも今度建替える時には、誰でも自由に来て話し合えるスペースを設け、そこは無料で開放するなど、こうい

う機能が望まれるのではないかなど。そういうことはやはり利用している方、又はこれまでは利用する機会はなかった方も、こういうふうになれば利用したくなるという方もいると思う。そういったことを話し合うために、小平市の現状を示している。

市民）会議の概要にも設置要綱の説明にも受益者負担の方向や有料化の方向にいきたくないなどということは一言も出ていないのにもかかわらず、先ほどから「有料化」の話が出るのでとても気になっている。

課長）関心があるという発言があったので、例として挙げただけで、どのテーマについて話し合うかはみなさんの中で議論して欲しい。

近隣市との広域連携について

市民）先ほど、小平市の公民館は市民ではなくても使えるという話があった。小平市の公民館は国分寺市民が利用出来るのに、国分寺市の公民館は国分寺市外の人が使えない（在学・在勤は利用出来る）のはおかしいのではないかな。ふつう、相互利用ということで、行政同士の間で協定を結ぶのではないかな。

課長）国分寺市に限らず、近隣市も含めて公民館の取扱はどうか確認してみる。例えば、地域センターなどは、地域の人のための施設だから市外の人には使えないということがある。基本的な施設ごとの目的があるので（目的にとらわれないということも大切だが）、その取扱を確認してみる。

市民）小平市は東西に長く、市境域がたくさんあるので、せめて隣接市とは相互利用すべきだと思う。地域センターについても、“地域のため”ということであるが、その地域に半円をかくと、隣の市が2つくらい一緒になってしまうということも多い。現に、ここ（元氣村おがわ東）と小平駅との間も東村山市である。だからもしここに地域センターがあれば、それは東村山市民にとっての地域でもある。防犯とか治安の面から考えても、目的からすれば、東村山の方も小平の方も1つの地域を作っているという意識を持った方が良いのではないかな。

課長）大切な意見だと思う。地域センターについても、市外の人に貸し出さないのではなく、先ほどの自治区の話ではないが、地域の拠点にするのであれば、もっと市をまたいだ議論というのも意見として残していきたい。

補佐）小平市の公民館では、在学・在勤者は「市

外」扱いなので、減免の対象にはならず、有料となる。例えば、小平市に通学する学生が、地域のひとと何か一緒に活動をしようという話をするために利用する場合も有料となるため、利用者側からみると疑問に感じるかもしれない。そういうことをみなさんから出していただいて、整理していきたい。

市民)国分寺市の公民館を利用できなくなったということで、子どもに、「ではどうしたらいいか」と聞いてみたら、「有料でもかまわない」と言っている。国分寺市民のお金でやっているということであれば、例えば、「空いているときに限り、有料で使える(値段が倍など)」といったルールを決めておけば、それに納得した人が使えばいいのではないか。

市民)図書館などは相互利用しているのでは。

課長)図書館については、北多摩地域の市で相互利用をしているが、国分寺市と協定を結んでいないため、貸し出しができない。ただ、一般的には無料の施設なので、閲覧などはどの市でも使える。

市民)早期の課題として、今すぐにでもプロジェクトをつくって検討すべき。近隣市との図書館の相互利用などは、費用の削減と利用者の利便性向上のためにも非常に大事。早急な実現に向けて動き出すべきだと思う。

補佐)こうした話題には、利用率の問題もある。今市民が使っているだけで一杯の施設などについて、市外の人を使うことによって市民の人がはじかれることになってもいいのか。そういったこともあわせて考えていく必要もある。

市民)相互利用というのは“お互い様”であり、市民を排除するという考えにはならないのでは。

課長)例えば、体育館などでは他市の人については利用の申込日を少し遅らせたり、料金を割増したりして、まず市民を優先にするといったこともある。図書館について言えば、人気のある本などもあり、他市の人と重なったときにそれをどうするのかなど。どちらが良い、悪いではなく、どういう考え方で整理すれば利用者であるみなさんが納得できるのか、それを議論して欲しい。議論の中で、「相互利用なのだから、小平市民、国分寺市民などと言わずに同じ条件で良い、他市との交流を率先して進めていくべきだ」という方向に固まってくれば、それは市民会議の意見集の中に載せていく。ただ、そうではなくて、「自分たちの税金なのだから、やはり小平市民を優先してくれなければ困る」という意見があれば、二つの意見が載るとい

とになる。

市民)公民館を集会施設の区分に入れるのはおかしい。社会教育施設、文化施設などは集会施設と別に区分すべき。

財政逼迫下の公共施設の維持について

市民)なかなか施設をつぶすということにはならないと思うが。

課長)市民サービスの低下になるので、基本的には公共施設をつぶすという考え方はない。

市民)経営改革市民会議にも出たが、財政的には厳しい状況にある。景気の良いときに一旦できたものが、ずっと維持されるべしということは財政負担につながる。今の議論は、施設の維持が大前提となっているが、そもそも論は行政内で議論しているのか。

課長)そうした議論をこの会議の中で持ってもらうことは大切と思う。再配置という話が出たのはその部分であり、例えば仲町では公民館と図書館を再配置で1つにするという議論がある。行政の立場で言うと、お金が無いので2つの施設を維持していくよりも、多少規模が大きくなって1つに統合しておいた方が建物のメンテナンスの意味からも効率的なのでそうしたいとは言えるが、地域の人からすればおかしいという議論もあると思う。両方の施設を無くさないで欲しいということになれば、維持コストの低減が必要になり、そのためには市が直接管理運営をするのではなく、もっと安い方法ができないかという話も議論の中で出てくる。そうしたところをまさに議論の中で出していなければと思う。

市民)施設は一旦建設されると利害もからんでくるので、簡単につぶせるものではないが、バブルの時代につくったものを全てひきずってよいのか。こうした厳しい財政状況の中で、こういうことにこういうお金をかけていくのはどの程度まで良いのか。健全財政という視点からはそもそも論を考えていくことも重要ではないか。

課長)公共施設を維持するということは、どこかの財源を施設に投じるということ。それでは福祉のレベルをぎりぎりのところにして、施設のサービスは維持するのか、といった議論は経営改革市民会議の方では出てくることになると思う。市民としてはどこに中心をおくのか、といった議論はあるだろう。

公共施設等市民会議では、こうした利用方法では使いづらい、こういう施設はこうした方がよいなど、もう少し具体的なところを中心に議論したいと思っている。

市民)公園についてだが、小さくてほとんど人がいないところがある。有効・適正に公費は使われて初めて行政の責任が果たされる。施設は形だけ作ればいいということではなく、それをやめれば他に振り向けられる。新小平駅から郵便局の方に入る通りの左にある公園だが、自転車で通る度に見てもほとんど人がいない。そういうところでも管理費がかかるだろうし、有効に土地を使うということであれば、「作ったものだから維持する」というのはおかしい。現実にあわせることは必要ではないか。

会議で取り上げるテーマについて

市民)今後の進め方について、テーマをいくつか挙げてはどうか。例えば公園の再配置であれば、小平でいうとお金をかけて管理している公園が100数箇所あり、それぞれの配置を示す地図や管理費用などデータがいろいろある。私としては、ほとんど利用されていないような小さい公園については全てまとめて売って、新しい少し広い公園を再配置でつくったら良いと思う。開発のときに3%の提供公園という小さなものがたくさんできているが、そういうものはもらえるものなので、こうした議論もできる。

また、公民館は集会施設ではないという意見があったが、普通の人は集会施設だと思っている。ところが、公民館は社会教育法に位置付けられた、大人が勉強する社会教育を保障する場であるから優先だという考えがある。学校教育と同じ。学校開放のときに使っているグラウンドについて、教育委員会が今度工事をしたいと突然言い出して使えなくなった。何故もう少し早く言わないのか、と聞いたときに、教育委員会は、これは学校施設で、教育のために使うものであり、たまたま空いているから使わせてあげているだけだと言う。公民館も一緒。そういうところを議論しても良い。使っていない施設を有効に使うのだから良いことではないか、と言ってもそういう問題もある。

また、ほのぼの館という高齢者施設がある。立派な男女別のお風呂があって、4人ずつくらい入れてバリアフリーになっているが、介助が付かなければ利用できないということで、今は誰も使っていないという現状がある。高齢者がゆったりお風呂に入ればいいじゃないかと言

ったら、施設を建設した10年ほど前に、お風呂屋さんとの関係で、そんなものにタダで入れたらお風呂さんが潰れてしまうではないかということがあって、使っていないという。

また、仲町公民館の統合、あるいはまだあまり知らない人も多いと思うが、指定管理者制度というものもある。指定管理者制度についてはすごい議論があって、ルネこだいらについては、当面は財団に任せるということで、民間企業と競わせない方針を出している。それが本当にいいのかなど議論することはたくさんある。体育施設の関係もそう。

具体的に一つひとつを議論しないと、まとまりのない話になってしまう。テーマが5つあるなら、この日はこういうテーマで話しましょうといった運営を決めたほうが良い。

市民)今までの話を聞いていると、利用者としての意見が出てくるのは、公民館・図書館・体育館・地域センターなど、それぞれの施設について、どうしたら良いかということのようなので、施設ごとにテーマとしてはどうか。

課長)それでは、公民館、図書館、地域センター、体育館、またこれらに関わらず施設ごとの課題を洗い出すということで良いか。

市民)施設の配置図がほしい。

市民)隣接市の施設と小平市民が利用出来るかどうかを知りたい。

市民)公共施設の根拠となる法律や利用規則をみたい。

市民)施設の運営管理コストを用意して欲しい。

課長)可能な限り用意したい。

補佐)近いうちに施設ごとのコストを市報等で公表するということなので、そちらも確認してみる。

第 2 回 公共施設等市民会議 議事要録

実施日時 平成 17 年 11 月 19 日(土) 10:00～12:00
会 場 小平第六小学校 多目的室
参加者数 14 人、事務局 3 名(計 17 名)

< 配布資料 >

- ・小平市公共施設等市民会議(第 2 回)次第
- ・小平市公共施設等市民会議(第 2 回)補助資料
- ・公共施設配置マップ(集会施設、体育施設各 1 枚)

< 会議内容 >

- 1 資料の説明(事務局)
- 2 施設ごとの課題について(フリートーク)
- 3 課題の整理
- 4 次回以降の検討課題について

議事要録文中、発言者については以下の標記によります。

- 「市民」...市民会議メンバー
- 「課長」...行政経営課長
- 「補佐」...行政経営課長補佐

以下の議事要録は事務局の責任により編集しております。発言者の真意が十分に伝えきれ
ていない場合がありますので、どうぞご了承ください。

1 資料の説明・会議の進め方について(事務局)

市民)なぜ公共施設をテーマに市民会議を設置することになったのか。「市が運営してきた中でこうした問題があるので市民に問い掛けることになったのだ」という焦点を明確に示してもらった上で話を運んでもらった方がすっきりする。

それぞれ個人が関係している施設はほんの一部であり、全体の施設に共通する課題について検討すると言われても飲み込めない。各施設にはこうした課題があるので、それに対する意見が欲しいとした方が理解しやすいし、意見も出やすいのではないか。

課長) 利用の仕方について。利用条件、申込期限、キャンセル料の支払方法、開館日などは施設ごとに異なっているが、利用者サイドからすれば、統一した方がわかりやすいのではないか。

使用料について。大半の施設は有料だが、減免の適用によってほとんどが無料という現状がある。また、(減免対象となる)社会教育団体をどうとらえるか。公共施設のあり方、受益の考え方についても考えなければならない。

公共施設の運営主体について。直営かどうかも含め、今後どうあるべきか。

公共施設の再配置について。施設には保全費用がかかるが、建替えなどをどう考えるか。地図上の配置なども含めて考えていく必要がある。

以上のように様々な課題があるが、特定の施設について考えるのではなく、公共施設のあり方としてみなさんがどういう考え方を持っているのかを大きく捉えたい。

施設ごとの課題について

(1) 集会施設(地域センター、集会室、福祉会館等)

市民)また行きたいと思うところともう行きたくないところがある。子どもと一緒にいったときの対応など、職員の対応により印象が異なるので、その辺を少し改善してほしい。

市民)もっと気楽に使うために、地域の高齢者クラブや自治会、子育ての団体などに、空いている日の運営を任せてはどうか。地域のネ

ットワークを作ってはどうか。

(2) 社会教育施設(公民館、図書館等)

図書館の機能・役割について

市民)図書館は機能にバリエーションを持たせてもよいのではないか。鳥取県立図書館では、窓口で融資企業相談コーナー、地場産業のファッションショー、収納相談会を開いている。例えば、ある人が開業したいということで来ると、図書館司書が融資に関する資料などを取り揃えて、鳥取商工会議所の担当者を紹介し、融資相談にも同行する、というきめの細かいフォローをしている。これは地域の活性化にもつながってくる。図書館は本を借りて読み、勉強をする場所であると同時に、人が集う場所。資料を探すとともにきめ細かい相談にも応じるなど、相談アドバイザー機能を拡充すべきところと思う。

もう一つは浦安市が非常に参考になると思うが、週1回の病院出張や障がい者向けに本の宅配をやっている。こうした地域の人へのきめ細かいサービスが大事であると思う。

開館日・開館時間について

市民)北海道深川市、鹿児島県国分市などでは、図書館を日曜夜9時頃までやっている。地域文化の活性化には地域の民度を向上させる必要があり、地域民の教養のレベルをアップさせなければならない。そのために、もっと勉強しやすい学びの場所をどんどん提供していく。仕事を持つ女性に限らず、社会人のために夜間の開館をする。9時までという例を出したが、24時間開館もやろうと思えばできないことはない。

学びの場を提供するということは、社会人のみならず少年の非行防止にもつながってくるのではないか。図書館を夜まで開いて青少年も集まる場にする。図書館に限らず公民館にそうした機能を設けることも可能であると思う。

市民)夜間は地域センターも公民館も利用率は低い。公民館の閉館は地区館を含めて10時だが、9時過ぎるとほとんど利用者がいなくなる。夜間に使おうとしても、規定数のメンバーが集まらずにやめる例も多い。せっかくある施設は利用すべきだが、ほとんど利用も無いのに明かりをつけて人を配置するのは

ムダではないか。

今年度から祝日開館も始まったが、祝日はあまり利用者がいない。サービスの過剰ではないか。豊かな生活をしているとそれだけでは満足できず、さらにいろいろな要望が出てくる。それをいちいち行政が受け入れていると将来的には破綻してしまう。施設の多くは嘱託職員が配置されているが、交替制で女性も10時まで入っており、帰りが不安だという声も聞く。図書館の24時間化という意見があったが、私は、公民館や地域センターは夜9時までにはしてはどうかと思う。たとえ1時間でも閉館時間を早めることで経費の節減にもなる。

財政が厳しいのだから、もっと優先順位を考えるべき。これから高齢者などいろいろな面で負担が多くなっていくので、市の財政をどこに重点的に向けるのか、ここは少し我慢してもらって費用を削るとか、もっと柔軟性をもって優先順位を絶えず組替ながら傾斜配分をしていかなければいけないと思う。

課長)例えば駅の近くで駐車場もある施設を数箇所用意して、夜の10時、11時まで開く。一方、夜間の利用率が低い他の施設は、8時、9時など開館時間を短縮するという考え方はどうか。

市民)小平市のカルチャーを向上させるためには人づくり、学びが非常に大事。利用率が低いから早く閉める、やめるというのでは民間と何も変わらない。利用率が低ければ高める工夫を市民と一体になって考えていこうというのが公共施設としての筋ではないか。重点的に配分するというのであれば、夜間の利用率が極端に少ないところがあれば、そのスタッフを図書館にまわして図書館を延長するなど。

職員の専門性、資質の向上について

市民)図書館は原則として専門職員を置くことになっている。公民館にも基本的には公民館主事、社会教育主事を置くことになっていたがほとんど置いていない。こういうことによって公民館の機能を低下させようと思っているのではないかとかんぐるほど。公民館には公民館主事を置くような頭の切り替えを。

また、公民館に嘱託職員が多く配置されているが、長くやりたいという嘱託の方にも研

修の機会をもっと与えるなど職員の資質を高めるような制度をできないか。

公民館の機能について

補佐)利用者にとって、地域センターと公民館とを分けて考えているのか。公民館も地域センターもサークル活動で使う方が多いと思うが、そうした活動をする際に、やはり公民館は社会教育施設だという意識があるのか、それとも空いている公民館、地域センター、福祉会館などを同様に使っているか。

市民)地域センターは場所として借りるところ。公民館は職員が企画した講座があり、教育の一環として、一定のカリキュラムや方針に基づいて活動すべきものであると思う。公民館は場所を借りるところだということ意識はない。

課長)公民館を講座数と自主グループの団体数に見合う規模とし、それ以外は貸し出し施設にするなど、施設としては公民館を小さくするといったことも考えられるか。

市民)いずれの活動も学習活動の一つ。活動をきっかけに社会に出て行くなどということもあると思うので、こういう活動だから公民館の活動ではないなどということは誰にも決められない。

(3)福祉施設(児童館、福祉会館、高齢者館、障害者福祉センター等)

テナント料について

市民)福祉会館に入っている株式会社や社会福祉協議会からはテナント料をとっているのか。

市民)社会福祉協議会からもシルバー人材センターからもテナント料を取っていないはず。

市民)管理会計上、活動への補助などを通じて行政が費用を負担するとしてもテナント料はとるべき。

市民)団体の機能が公共的な性格を強く有するのであれば費用をとるべきではない。団体の性格によりけりであると思う。

課長)会計上明確にするということであり、テナント料として取ったお金はそのまま補助にまわしても良い。テナント料の免除という見えない補助を見える補助に変えていくという話と理解したが。

高校生向けの施設について

市民)高校生向けの施設が少ない。児童館を日中は小中学生、夜は高校生という分け方をしはどうか。

補佐)児童館は自由解放施設だが、夜間に高校生の日を設けている。また、元気村にも青少年センターがあるが、いずれも高校生の利用は多くないと聞く。

市民)青少年センターは魅力がない。育てようという雰囲気は全くない。児童館には体育施設もあるので、そうしたところを開放すればよいのでは。

(4) 体育施設(体育館、テニスコート、グラウンド等)

グラウンド・観客席の設置等について

市民)野球・サッカー用のグラウンドしかない。また、全てを同列に扱っているなど、スポーツ施設に対する概念が間違っている。例えば中央体育館のグラウンドは駅から1分にもかかわらず他と同じに扱っており、収入をあげることを考えていない。スポーツをやることで収入が入る。スポーツを愛する人はプレーをする人だけではない。見るスポーツというものもあり、一体となっていくようなものもあるのに、それが考えられていない。

市民)萩山・小川西・中央のグラウンドを使っているが、いろいろな制約があって年間あまり使えない。また、例えば人工芝にするなど市民が気軽にグラウンドに行ってスポーツを出来て見られるという環境づくりをめざしてほしい。

課長)観客席については、スペースがその分狭くなるとか、専用の施設になってしまうということもあると思うが。

市民)例えば相撲の大阪場所では、15日間のために体育館に観客席をつくる。そういうやり方もあるし、永久的なものをつくるということもある。

市民)観覧席をつくって狭くするよりは、今のほうがよい使われ方と思う。

市民)観覧席といってもいろいろある。例えば味の素の脇にあるサブグラウンドは仮設のものだが立派なものであり、いくらでも方法

がある。

施設の機能・目的について

市民)小平では見通しを持たずに施設を作っているのではないか。先に施設が出来ていて、それから活用をどうしようかと考えているように感じる。

課長)市民の要望があって施設を作っているの、作ってから活用方法を考えているということはない。ただ、いろいろなニーズがあるので、小平の施設は多目的に使えるように作られていることはあると思う。

市民)中央体育館のグラウンドは、どういうことにも使えるようにつくっている。例えば陸上など一つの競技のための施設をつくったり公認したりしてしまうと普段使えなくなってしまう。正式な競技をやっていないときには、誰でも入って遊べるようにつくられており、市民が自由に楽しんで使っている。小平のようなそれほどあちこちに場所を取れないところでは、目的を特定するよりも、多目的に使えるものの方がよいと思う。

民間借用施設・企業グラウンド等について

市民)配置図に民間借用の施設があるが、ほとんど知られていない。また、限られた人たちだけが使っており、他の人が入っていけない。もっと活用できるように、そして子どもたちに平等な条件で使わせて欲しい。

市民)市内には民間のグラウンドがある。野球もサッカーもグラウンドのキャパシティとしてはいっぱいだが、いつも閑散としている企業のグラウンドもある。市はこの折衝窓口の役割をしてもらえればと思う。

市民)公の施設ばかりに費用をかけるのではなく、もっと広くみつめてほしい。ある企業などは、商工会やサッカーのグラウンド使用などかなり協力してくれている。また、神奈川だが、孫などは企業のグラウンドをよく借りてサッカーをやっている。

小平市内にはかなり会社関係のグラウンドがある。新たに市がつくるのではなく、市がこういうところにもっと積極的に交渉して、市民に開放してもらおう。もちろん会社の厚生施設として制約もあるだろうが、普段使っていないところはなるべく開放してもら

う。管理職はもっと現場を見て頭を使ってほしい。

市民) 交渉はしているが貸してくれない。理由として、周辺住民の苦情が市ではなく貸主に来ること、事故が起こった場合には敷地の管理者の責任になることなどが聞かれる。

市営プールについて

市民) 萩山と東部のプールがあるが、実際に使うのは夏場だけ。年間を通じると40日程度しか使っていないことになり、あれだけの立派な施設であっても利用率が低い。今後作る際には、年間を通して使える工夫をしたらよいと思う。

市民) 市外のプール(小金井公園、東村山、東久留米など)を多く使うと、市外にお金を落とすことになる。市内の施設をもっとPRして利用してもらった方がよい。

市民) 中央体育館のプールは水深が浅く、事故も多く起きている。飛び込みやクイックターンができないなど制約が多い。

市民) 屋外プールには日光を浴びて青空が見えるという良さがある。しかし、確かに冬季はもったいないので、水を抜いて筋トレの練習など何かに活用できる知恵はないか。

市民) そういうアイデアも市にお願いしては出てこない。早く指定管理者の活用を。

(5) その他の施設

市庁舎の利活用等について

課長) 市役所の建物はオープンなつくりであり、一度入るとどこにも入ってしまう。いろいろな機材や台帳もあるので、利用にあたっては他の場所に入れないう、責任者が要所要所に立つのかといった管理の問題がある。しかし、せっかくある施設でもあり、利用の考え方など提案も含めて聞きたい。

市民) 本庁舎だが、福祉関係が健康福祉事務センターに移ったり、職員数も減ったりしているのだからスペースが空くのではないか。健康センターの上も空いているようだが、市民関係には貸さないということになっている。空いているのだから使わせて欲しい。

課長) 行政の施設という部分では非常に手狭であり、会議室なども庁舎外の施設を借りていかなければ間に合わない状況にある。そうは言いながら、土日は利用していない部分などもあるので、提案してもらうことはよいと思う。市役所がだめなら健康センターの会議室は土日空いていれば貸してくれ、という話などもあると思う

市民) 福祉バザーを市役所前の駐車場でやった。外のトイレはもちろん使えるが市役所の1階のトイレを使わせてもらえないかと交渉したが、結局使わせてもらえず、ドアを閉めて中には一切入れないという形をとった。そのため、仮設トイレを設けて20万円くらいかかったと聞く。何故すぐに行けるトイレがあるのに貸してくれないのか。機密のものもあり、誰でも入れるということは難しいのかもしれないが、不用な場所へは立ち入れないようにする方法はいくらでもとれると思う。

もう一つは、庁舎の入口あたりに、身障者のグループが働く場として、コーヒーショップなどちょっとしたコーナーができないか。

学校施設の活用について

市民) 小学校の空き教室は今後どうなっていくのか。2、3校廃校が出ると聞いている。

課長) 学校の空き教室は現実にはない。学校の統廃合ということもない。小平は子どもの数が急激に減るといよりは、まだ少し増えているので、逆に増築する状況にある。

市民) 音楽に使う施設が非常に少ない。学校の音楽室などを使えるようにできないか。

市民) 八王子市の公立中学校では音楽室を市民オーケストラに無料で提供している。また、その学校には陶芸窯があるので、それも保護者の成人教室に無料で提供している。

その他

市民) 住宅地に鈴木遺跡資料館があるが、ふるさと村と統合するという考え方はできないか。資料館の土地を売却して、ふるさと村に古いものを集めてはどうか。

市民) 災害時にはそれぞれの施設を具体的にどう使うかということは計画にあるのか。

課長)地域防災計画の中に大きい施設は組み込まれている。地域センターなどについても、一時避難所や備蓄庫のほかに、さらに特徴づけて何かの拠点としているかは確認する。

課題の整理

(1) 施設間の共通課題

施設の有効活用について

市民)私は、地域を活性化しようと、こうした施設を使って市民活動をしている。目的が教育だろうが福祉だろうが関係なく、公民館でも地域センターでも空いている部屋はほとんど使わせてもらいたい。利用率をみると半分以上は空いており、固定的に空いている部屋があれば、市民活動団体の活動拠点として貸出をすれば実収入があがるのでは。

使用料について

市民)施設は有料が原則となっているが、ほとんどが減免扱いで無料。年間千円の使用料しかとれないという公民館もある。資料では公民館で約4億3千万円の決算額をみているが、収入は約180万円で収入率は0.4%しかない。また、受付時の申請は自己申告であり、減免対象かどうかチェックできないため、きちんとした判断もせずほとんど無料にしている。利用者も、公共物に対する意識が低く、家のものは大事にするが、公共施設では器物損壊が非常に多い。

公の施設だから何でも無料という大義名分にとらわれすぎる。市全体の財政支出のなかで納得のいく税の使い方を。一部の特定の利用者だけが利益を受けるということでよいのか。18万市民全体を考えて、ある程度取るところからは取るという受益者負担を検討すべき。

市民)公共施設は有料、受益者負担が原則ではなく、無料が原則。何でも有料ということであれば、民営と何も変わらない。公共なのだから自治体負担が原則。原則からボタンを掛け違えることがあってはいけない。

市民)直接経費、修理費、人件費、土地代、減価償却費など、公共施設に小平市としていくらかかっているのか。資料に出ている直接経費の合計だけで約27億円。図書館なら図書

館、公民館なら公民館でいくらかかっているのかを明らかに分かるようにすべき。

10億かかっている半分以上しか利用されていないのであれば5億が損ということ。高齢者だから何でも無料ということではなく、そういう感覚を持つべき。話の発端が財政赤字なのだから、その辺を踏まえて議論をすべき。

補佐)間接経費を加えるとなると、例えば個別の施設の管理業務にどれだけ事務時間を要しているかなどの洗い出しが必要となる。また、減価償却費や機会コストをどうするかなど、コストの捉え方も難しい。そのため、この会議にあわせてコストを示すことは難しいが、現在、財政課で個別の事業や施設のコストについて、分かりやすく工夫して市報等で示していくことを検討しているので、それを待ってほしい。

市民)値上げしなければならないということがあれば、平たく大雑把でいいので、値上げの理由がわかる、一般的な説明に足るような資料は用意しておかなければならないと思う。

補佐)コストなどについては、一つの大きな課題としてまた別途取り上げたい。

利用率の向上策について

補佐)高齢者館や障がい者関係施設にも一般に貸し出している部屋があり、(今日の会場の)六小には音楽室もある。「施設が足りない」という声がある一方で、貸し出し施設の利用率は高くない。それは、使い勝手が悪いのか、それとも知られていないだけか。

市民)利用率という意味で言えば、例えば駐車場のことがある。車社会なので、小さい子どもを連れてくる時や雨の日などは車が必要。なるべく歩いて、なるべく自転車で、という呼びかけは良いが、今後新たに施設を建てるときには、駐車場があればもっと利用率が高くなると思う。有料でもかまわない。

市民)もっと使いやすくするのであれば、前の日までに申し込まなければならないのではなく、「空いていれば直ぐ使えますよ」としてPRしてくれれば使いやすい。

市民)公民館は前日受付と決められているが、空いているのであれば当日でも使わせてほしいという声をよく聞く。また、上水南、大沼、花小金井北公民館などは夜間の受付をしていない。つまらないところで決まりを厳し

くしており、使いにくい。

駐車場についても大沼公民館は広いスペースがあるが、新しくできた鈴木公民館は車が置けない。費用や土地の面積もあるので難しいと思うが、使いやすいよう要望にそった対応が必要。

市民) 公民館は11館あるが、「この日の午前に使いたい」というときに、最寄りの公民館に行かないと空き施設がわからないという不便さがある。どこの公民館でも空き状況がわかって予約ができるシステムがあれば利用率アップにつながると思う。

市民) 利用率を高めるという話では多目的化を図ってはどうか。例えば、絵の部屋、体育などいろいろな機能を持っていても、学習室として使ってもよい。一つの入れ物をいろいろな使用目的の人に融通させていく。小平市の施設の分類を資料でみると、集会施設と体育施設だけであり、音楽が非常に貧弱。もう少し音楽とか芸術関係にもっと部屋を利用出来るようにする。それにはPR活動も大事。提携してイベントを行うなど。

補佐) 部屋を機能別に学習室、和室、音楽室と分けると、音楽室については午前も午後とも稼働率が高く、学習室や和室と異なり夜間の稼働率も高い。多機能型という意味では、会議室にも音楽室にも使えるようにすれば利用率もあがる。

市民) 和室でも音楽的な機能をつければ琴などにも使える。

市民) 公民館はみなピアノが入っている。地域センターでも使えるとよい。

指定管理者制度について

図書館

市民) 指定管理者が注目を集めており、文化・芸術・教育も含めて安上がりだから民間へという傾向が強くなっている。図書館が民間に動いていくことがよいのか。教育・文化は専門のものがやるべきものであり、長期的にみていくべきもの。公共図書館と学校図書館、障がい者施設など、他の施設との連携が必要なもので他と同じように指定管理者で考えていくという風潮に危惧を覚える。

課長) 指定管理者制度については、直営のものは今後の課題という整理であり、今すぐ指定

管理にするというのではないが、今後検討を全くしないということでもない。以前とは異なり、民間等が育ってきているなかで、行政が全てのサービスを抱え込むのか。民間の方が図書館の使命、公民館の使命を活かせるのであれば、いろいろな選択肢もあるというのが今の時代の考え方と理解している。

体育施設

市民) 施設づくりには専門家を必ず入れてほしい。出来るだけ早く指定管理者制度に移行して、NPO等を活用してはどうか。NPOは安かろう、悪かろうではなく、より専門的な知識を投入するというもの。

市民) どうも市民には、指定管理者制度は一般的にサービス低下につながるのではないかという懸念があるように思う。民間の力を活用することによって、非常に成功しているところもある。小平市も視察研修などをして、そうした実態を見てはどうか。

市の運営では赤字だったものが、サービスの複合化などにより、指定を受けた企業自身にもメリットが出て、比較的低い費用でやっている例や、いろいろなアイデアを投入して今まで以上の市民サービスを提供できたという例も多くある。必ずしも民間の指定管理者制度が悪いということではなく、逆に市民に喜ばれるようなサービスが向上するという方法も考えてほしい。

施設のPRのしかたについて

市民) 「公民館は社会教育施設でありみんなの学校である」ということをアピールする必要があるのではないかと。また、資料に「飲食等の制限」について示されていたが、こうしたことがあまり市民に浸透していない。どこを見ればよいかも分からず、経験したり、聞いてまわったりしないと分からない。公共施設なので決まりごとはあって当然であり、そうした決まりごとをもっとアピールするような、わかりやすいものがほしい。

市民) 利用率のアップが課題だと思うが、資料を見ると提供者側の視点になっている。利用者側からすると「サークル活動に使いたい」、「飲食をしていいかどうか」など、利用目的が先にあるが、現在は目的に応じてどの施設が使えるのかではなく、施設の種類ごとにわ

かれてしまっている。サークル活動、会議、飲食などをするにはどこをえるか、というPRをすべきではないか。こういう施設があると分かって、利用するときの一つ一つ調べなければならない。

しなさい」では細かい配慮がいかない。小平市は近隣市の様子をみて、他市もつくっているから小平市もつくるという感覚でハコモノをつくってきたという印象がある。

(2) 課題の整理

市民)いろいろな意見がでたが、どうまとめていくのか。項目ごとに、あるべき姿と現在の状況、当面の対応と期間のかかるものとの整理してまとめた方が、将来進むときの考え方のもとになるのでは。

例えば、あるべき姿としては駐車場をつくることだが、当面の対応としてはスペースを取るなど。いろいろなレベルのものが錯綜してはまとまりがつかない。出すものは出して、強弱をつけて進めていった方がやりやすいのではないか。

市民)各論の中から総論を生み出していく。何らかのビジョン・方向性がなく、単なる各論だけでは收拾がつかない。

課長)市民会議では一つの方向性に決めることは考えていない。ただし、いろいろ出していた意見をある程度体系立てて整理していかなければいけない。その中で一定の理解を得たものは方向として示す。一方、両論あるものは併記して載せていく。

来年度、公共施設の利用の考え方について指針をつくりたいと考えている。そこでは、例えば「公共施設の改修時には多機能型を狙う」、「施設目的に関わらず空いていれば貸す」など一つの考え方をまとめたい。ただし、施設によっては指針どおりにできない部分もあると思うので、その場合は個々の施設でその理由を市民に明示していく。

市民)行政はコーディネーターであり、「こういう理由があるから利用できない」といったことはあってしかるべきなので、理由を明示して交通整理をすればよい。

ようやく小平でも市民参加ということが言われ出したが、こうしたことは20年くらい前からやっているケースもある。今後は、何かを建てる時には最終的には市で決めるが、建てる段階で専門家、地域の利用者と協議しながら一緒につくっていかなければならない。「こういう施設をつくったから利用

第3回 公共施設等市民会議 議事要録

実施日時 平成17年12月17日(土) 13:00～15:00
会 場 元気村おがわ東 第2会議室
参加者数 会議メンバー13人、事務局3名(計16名)

< 配布資料 >

- ・小平市公共施設等市民会議(第3回)補助資料
- ・第3回公共施設等市民会議検討事項

< 会議内容 >

- 1 資料の説明
- 2 議題「利用の制限・利用方法に関する検討」
 - (1)利用条件
 - (2)利用目的・活動内容
 - (3)申込方法等

議事要録文中、発言者については以下の標記によります。

- 「市民」...市民会議メンバー
- 「課長」...行政経営課長
- 「補佐」...行政経営課長補佐

以下の議事要録は事務局の責任により編集しております。発言者の真意が十分に伝えきれていない場合がありますので、どうぞご了承ください。

議 事

以下の議事要旨は、事務局の責任により編集しております。発言者の真意が十分に伝えられていない場合がありますので、どうぞご了承ください。

以下、文中「市民」…市民会議メンバー、「課長」…行政経営課長、「補佐」…行政経営課長補佐

1 資料の説明

- (1) 前回の会議における質問に関する資料
- ・各施設を利用している団体等の使用料徴収の有無について（補助資料）
 - ・防災時の施設の役割（市報特集号）

会議の進め方について市民からの確認意見

市民) この場の議論が最終的にはどうなるのか。

課長) 平成 18 年度に施設を所管する課が集まって、公共施設の利用・運営についての方針をつくりたいと考えている。無論、施設ごとに異なる存在理由等もあるので、全て方針に従うということではない。市民会議で出された意見については、方針を検討する過程で反映していきたい。

市民) (市民会議という) 少ない人数の意見がどの程度反映されるのか。

補佐) 市民会議の議事録についてはホームページにのせて、意見募集もしている。また会議の報告書(意見集)も公開して意見をもらう。市民会議で出された意見については、方針に反映させるものもあるが、反映できない場合には、なぜ取り入れられないかの理由を明らかにする。行政で勝手に決めるよりは実際に使っている人の意見を聞きたい。

課長) 方針についても公開して意見募集をしてフィードバックしていく。

市民) 公共施設の市民会議でも、(経営改革市民会議のように) 会議のあり方をわかりやすく示して欲しい。

補佐) (経営改革市民会議よりも) 公共施設等市民会議の方が、より具体的なかたちを聞きたいと考えている。

2 議題「利用の制限・利用方法に関する検討」

- (1) 利用条件

住所要件に関する規定について

市民) 他市における制限はどうなっているか。小平市なみか、それより厳しいのか。チェックすることは難しいと思うが。

補佐) 国分寺市の公民館については、無料の館と有料の館があるが、無料の館は市外者の利用が認められていない。有料の公民館は誰でも使えるが、市外の人には減免適用がなく有料となる。他市でも無料の施設は市民だけが使えるという傾向があるようだ。

課長) 市民かどうかのチェック方法に関しては、他市も申請に基づいてやっているということが多いと思う。

補佐) 小金井市の担当者の話によると、市内か市外についての厳密なチェックはできないため、住所による制限を設けず「お互いさま」ということでやっているとのこと。

市民) 制限をクリアするために、市内の人の名前を借りているという例もあると聞くが、それでも特に公序良俗に反するわけではない。小金井市の考え方はおかしくないし、調べる必要もないのではないかと。

市民の福祉・健康・安全といった面で考えれば、現在の市内と市外者の利用区分は適当だと思う。高齢者が救急車で運ばれたときに、市外の遠い人だと困るということもあるのかも。

市民) 住所要件における「在勤・在学・在住」という判断は、利用者本人に関するものだが、これを「子どもの在学」まで含めてもらえないか。幼稚園に通う母親など、小さな子どもを持つ親は市域を超えた交流をしているが、今の規定では住所が他市の親は市外者の扱いになってしまう。

同じ保育園に預けている人と一緒に講座を受けたり、サークル活動をしようとしたりするときに、市外なので参加できないということになる。例えば、保育をつける講座を実施する場合、国分寺市の人であったら、保育はダメということで断らなければならない。子どもは一緒に活動しているのだから、親も一緒に考えられないか。

課長) 施設にしる、講座にしる、市の税金を使って運営していることを考えた場合、その恩恵を他市の人を受けることになる。さらに住所要件を無くした場合には、他市の人の方が先に借りて、小平市の人が使えなくなるということも起こる。そのようなことも踏まえた上で、「在住・在勤」などというような制限を設けずに自由に使える方がいいじゃないかという判断もある

だろう。その場合は、小平市だけがそのようにするのはなく、相互主義という考えもある。

市民)第1回目のときに、月曜から土曜まで国分寺市の光町公民館の前を通っている自分の子どもが、市民でないから公民館を利用できないと言われたという体験をお話した。それじゃあ、どうすればいいかと子どもに聞いたところ、国分寺市民は無料でよいが、市外者は1時間200円とするなど、使用料に差をつけるとか、あるいは、現に空いているときは市外の人でも使えるようにして、市民の利用者が来たら1時間で空ける、というようなルールで使わせてくれればいいのではと言っている。子どもとしては、部屋が空いていて、職員もいるにもかかわらず、毎日学校の行き帰りに通っている施設が使えないのはおかしい、という感想を持っている。小平市は多くの市と接していて、他市が生活圏域になっている人も多いのだから、隣接する市同士はルール化して、お互いさまにする方がよいと思う。自治体間のバリアフリーが進むことで、「住むやすい市」として引っ越してくる人もいるのではないかと。

市民)基本としては、市民でも市外でも使えるようになることが大事だと思う。私は大沼町に住んでいるが、子どもが通う幼稚園では半分は小平市の人、半分は東久留米市の人という状況。打合せをするときは、それぞれの地域センターといったところで集まっている。

本来、公共施設は市民の利益の為に建てられているという原則があると思うが、市境に住んでいる人にとってみれば、道をまたげば東久留米市という状況もある。どちらの市ということではなく、地域で一緒に子どもを育てようということで考えれば、あまり厳密にすると、むしろやりにくくなる。

ただし、先ほど保育の話もあったが、コストということを考えると、市民を優先するなど、一定のルールを決めることは必要だと思う。特に図書など、自分の市で本を潤沢に準備することは難しいため、お互いに資産・資源をやり取りする方がコスト的には浮く。今は多摩六都(東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市)で貸し借りできるようになっているが、これを国分寺市や小金井市など、隣接している他の市にも拡大して欲しい。

特別養護老人ホームのベッドなど、福祉の分野ではずいぶん地域間のやりとりをしている。污水处理施設なども市内に無いということを見ると、お金は払っているだろうが他市でやっているはず。広域的な処理というものは他の事業ではそこそこやっているのだから、公共施

設もお互い様でよいと思う。その場合、公共施設全部をいっしょくたにして全市で集まって決めるということは難しいと思うので、各市でお互いルールをつくれればよいのではないかと。

課長)今後、原則的には住所にとらわれず自由に使えるとしたうえで、一定の施設に限って市民を優先させるとした場合、住所要件の判断については、多少不便でも厳密に確認をする方がよいのか、それとも多少不正をする人がいたとしても、今のような申請を信じるという方法がよいのか。

市民)厳密か厳密じゃないかは別として、公共施設である以上は管理するうえで使用者と使用目的については確認する必要があるのではないかと。

課長)申請書は当然書いてもらうが、そこに利用者全員の名前を書いてもらうとか、身分証を提示してもらって確認する必要があるかということ。窓口利用する人にとっては不便とは思いますが。

市民)全ての施設を同じように扱うことは愚の骨頂。公共施設といっても使われるところとあまり使われないところがある。一つ一つの施設によって使い勝手があって、柔軟な運用をした方がよい。空いていれば他市の施設を融通しあうことも含めて。

市民)市民の税金で賄われているのだから、基本的には市内在住が原則だと思いが、小平市のように東西に長く、市境にいる人にとっては生活圏も公共施設も隣接市の他市を利用するほうが楽という現状もある。同じ市内在住の人であっても、交通の利便性や本人の健康状態によっては市の施設を利用できない人もいるため、柔軟に考えてほしい。

簡保の宿についても、以前は利用者の中に1人でも簡易保険に加入していればよかったが、郵政民営化後は全員が加入しているかをチェックし、持っていない人はプラス2千円となる。他市の人には他市で税金を払っているし、小平市の人には小平市で税金を払っている。税金を払っているという点では同じことなので、公共施設の利用についてはもう少し緩やかな考えがよいのではないかと。

市民)市内、市外の枠は原則的に撤廃がよいと思う。市境の地域センターなどは市外の人利用希望も多い。これはお互い様なので、枠を広げて利用しやすくさせてはどうか。

市民)今は市町村が単位になっているので、原則として市内と市外の区別をつけるべき。その上で、もし市外の人でも利用できるようにするとい

うのであれば、相互主義にして、両市で利用条件についてきちんと締結すべき。そうでなければ、市内と市外で違いがあってもしかたがないのではないか。

市民)利用協定はきちんと考えていかなければならない。動きは無いのか。

補佐)体育施設については、多摩六都の市民は市内扱いという協定はあるが。

市民)ないのがおかしい。経済的にも合理的にも。

市民)自由にするとしても、条件としては予約が殺到するものは市民優先でよいと思う。現に空いているときに、市外だから使えないというのがおかしいという意味。最終的には双方が同じ条件で使えるようにすべきだと思う。

若年者の利用制限に関する規定について

市民)高校生の利用を見直すということは、高校生が具体的に問題を起こしたことがあっての議題なのか。

補佐)そういうことではなく、単に市内の公共施設の利用制限について調べた結果、扱いの違いが分かったため、実態と乖離しているのであれば変えていきたいという意味。検討する上で、例えば施設職員の目が届くロビー部分の利用に関しては制限を設けず、部屋貸しに関してだけ制限を設けるという考え方もある。利用されるみなさんの感覚として、今の基準で問題ないということであれば、特に変更する必要もないが。

課長)夜間については、子どもだけでは何か事故があったときに困るので、保護者の同伴など、ある程度制限が必要だと思われるが。

市民)事例はあるのか。公的な施設ということであれば、高校生が使うにしても、教育的な目的や公序良俗など、ある程度の判断があるとは思いますが、現在問題も無いし、高校生が利用したいという例も無いというのであれば、ここで議論しても仕方が無い。公共施設を有効に使ってもらうということからすれば、若い世代、特に高校生などに積極的に利用してもらうことが望ましいわけで、奨励すべき。高校生の利用状況はどのようになっているのか。

補佐)利用率としては少ない。利用目的としては、はっきりとは分からないが、音楽活動や仲間同士で何か計画を立てる際の打ち合わせなどに使っているのではないかと。定期的な活動ではあまり使われていないように思う。

市民)利用が少ないということであれば、市報などでこういうことに使えるということを積極的にPRしてもよいのではないかと。その上で、使用目的を明らかにするということは、小中高校生であれ、大人であれ必要。最近では危険意識が高いときなので、変なことに使われても困る。使用目的を明らかにするのは行政としての役割ではないか。

補佐)今回この会議へ提起した理由として、高校生に関しては公民館では大人と同様に自由に使える一方で、地域センターなどでは親の承諾が必要だという状況があり、同じ公共施設として統一する必要があるのではないかと。利用者、親の立場という、みなさんの感覚からみて、やはり高校生に関しては、「こういう目的で使う」ということを親が確認しておく必要があるということであれば、公民館も地域センターのように、親の同意書を求めるように取り扱いを変えようという考えもある。逆に、地域センターを公民館のように自由にするという方向も考えられる。

市民)高校生の孫がいるが、高校生も色々忙しいようだ。高校生の利用が少ないということのようだが、それによって何か現実に問題があるのか。

課長)問題があるわけではないが、施設の使い勝手が悪いから使われないということであれば、そのような利用制限を見直す必要があるのかもしれないということ。高校生の場合は定期的な使用というものはほとんどなく、何かイベントの際に調理室を使うなど、突発的な利用だと思われる。そのため、通常の利用基準などに合わないこともあるかもしれない。

市民)実際にどう思っているのかは高校に聞いた方が早いのではないかと。

市民)若者の利用ということであれば、元氣村にできた青少年センターが中心となって、公民館や地域センターの活用を進める検討をするべきではないかと。

市民)東京都では18歳までが児童という扱いになっているので、やはり18歳未満に関しては自分で申し込むのは不可にして、学校行事で使うのであれば先生の許可をもらうということが良いのでは。

市民)基本的には制限を設けることは好ましくない。ただ、施設の目的・利用方法はできるだけ具体的に決めておいて、それに反するものは高校生であろうが大人であろうが禁止すべき。高校生だから何をやるか分からないとか、判断能力が無いからという理由で制限をかけるとい

う発想はやめるべき。制限をかけるのであれば、目的と方法をできるだけ具体的に、その合理性をきちんと示していくことだと思う。

市民)公共施設ほど職員が見て見ぬふりをするところはない。正規職員であろうと、臨時職員であろうと、もっと権限を持たせて、不適切な利用をする人に対しては、はっきりと言えるようにすべきではないか。先日も地域センターで若者が騒いでいたが、職員は注意をしていなかった。

最少利用人数に関する規定について

課長)多くの人に利用してもらうという点では一人の利用を遠慮してもらうということになるが、部屋が空いているならば一人で使ってもいいじゃないかということもあると思うが。

市民)一人ということは個人利用であり、それなら自分の家でやればよいこと。公共施設の目的からすれば、おかしいのではないか。

補佐)一人で使う目的としては、おそらく音楽関係のもの。ルネこだいらは一人でも使える。楽器演奏などの目的以外で1人で使うことはあまりないと思う。

市民)公共施設として考えた場合、公平でなければならぬ。一人で使うというのは暴挙。

市民)直接の答えにならないが、光熱費のあり方なども含めて議論した方がよいと思う。家にいるよりも過ごしやすいということで公共施設に来ている人もいる。関西などでは夏場料金を頂いていますということも明らかにしているところもある。

利用回数に関する規定について

市民)公共施設の目的はできるだけ多くの人に利用してもらうことが原則。利用度の高いところは公平に利用してもらうということから回数制限を設ける必要があるかもしれないが、利用されていない施設まで制限する必要は無い。

補佐)それは例えば、同じ地域センターであっても、館によって回数制限の有無に違いがあってもよいということか。

市民)私も同じ意見。常時空いている部屋が多い館であれば、例えば保育施設や、お年寄りのお茶のみ場とするなど、そうした使い方があっても良いと思う。それぞれの館の実態によって変

えるというのが現実的。

市民)原則は設けるが、ただし書きをつければよいこと。要するに、多くの人に利用してもらうということが本来の目的。

市民)利用回数のこととは違うが、空き状況が一覧で分かる仕組みがあれば稼働率が上がるのではないか。

市民)東部市民センターの集会室は一覧が出ているので大変使いやすい。

課長)以前の会議で、現状としては利用の申込みが施設種類ごとになっているが、利用する側からすれば、例えば「会議室」とか「音楽室」といった部屋の種類ごとの一覧が欲しいという意見があった。空き室情報についてもそれに通じるものだと思う。

市民)利用回数の制限を外してしまうと、いつも同じ団体が使って、まるで「私たちの部屋」という雰囲気になってしまうおそれもある。現在の制限は残しながら、地域ごとに常に空いている施設であれば、制限を緩和するというように、館ごとに柔軟に対応した方が使いやすい。

課長)館ごとにルールを決めるということになると、行政としては難しい宿題になる。

補佐)行政の考えでは、ルールは統一した方がよいと思ってしまうがちなので、今回のように館ごとに制限を変えるなど柔軟性を持たせるといった意見は貴重な提案。

市民)継続的に使う団体は多いのか。

課長)多い。そのため、予約初日に抽選なども行っている。回数制限がないと特定の団体が毎週予約を入れてしまい、他の人が利用できなくなるといふことにもなる。

市民)利用状況に関する現状分析が無いと、よい提案が出てこないのではないか。

市民)資料では「利用日の1週間前」になれば制限が緩和されるものがあるが、それ以前であっても緩和するなど、改善の余地があると思う。

市民)文化活動は継続的にやらなければ意味が無いものもあるので、そうした面からの検討も必要。

(2) 利用目的・活動内容

利用団体の会費等に関する規定について

課長)「私塾」は認められないという原則から、月会費が2千円を超えないという基準などが

定められてきているが、果たしてこのような基準が妥当なのかどうか。また、2千円以上の入場料を取ることは今の規定では認められないが、著名な講師を呼んで講演会を行う場合などは、その基準では実施できないこともある。主催団体としては入場料を全て経費に充てて収益が全く無いとしても、講師の側でみると収益とみることもできる。

販売についても例えば環境関係の学習会を実施した際に、関連商品を実費で提供したいとしても販売になってしまう。行政側としては正直なところ、営利かどうか判断が難しい場合は「ダメ」となってしまう。私塾の判別の仕方なども含めて意見をお願いしたい。

市民「販売」といっても慈善事業などもあるが、市が禁止している「販売」とは金銭の動きが伴うもの全てということか。

市民)過去の例として、中央公民館が企画したもので教材用のビデオを売っていたということがある。もちろん商売が目的ではなく、「もっと知りたい人にはこういったものがあります」という親切でのことだが、営利かどうかの判断は難しい。

市民)テキストや講師の著書を売るという例などもある。利益をあげてはいけないうちんと規定しておけば、それ以上のことをする団体はないのではないか。

課長)私塾ということ言えば、例えば自宅で月謝をとって習い事を教えている先生が、啓発活動あるいは社会教育活動の一環として公共施設において安い謝礼で講師を勤めていたとしたら、どこで線引きできるのか。それが2千円という月会費になっているのだと思う。

市民)2千円以内であれば営利活動に当たらないということか。

課長)2千円以内でも営利につながるものは認められない。会費は会の運営経費として集めているもので、活動を維持していくためには2千円程度はやむを得ないという考え。

市民)営利がいけないというのであれば、継続的な活動は営利とみるべきではないか。継続的なものであれば1円でもダメ、単発なら2千円以内とするなど。

市民)今から5年くらい前に、公民館長から公民館運営審議会に「月会費2千円以内という基準は妥当か」という諮問があったので、そのときに調査・検討をした経緯がある。そもそも会費は講師に対する月謝・謝礼ではなく、1つのサークルを運営していくのに必要な経費。集めた

会費をもとに講師への謝礼やその他雑費をまかなっている。2千円をとらなければならないということでもない。公民館は健康であれば生涯にわたって誰もが学習できる場。だから減免措置によって無料で使うことができる。たくさん自主活動の中には、全く会費をとらず、メンバー同士で教えあっているところもあり、それは理想的だと思う。問題になっているところは、お稽古事や趣味に関する部類で、先生が自宅を教える場所とせずに、公民館などを稽古場として、何箇所も使って収入を得ているというもの。

どこまでが啓発活動でどこまでが私塾なのかという判断については、新たなサークルをつくるときに、職員がもう少し目を光らせて判断して欲しい。

市民)盆暮れにお礼をするなどは儀礼的なもので、営利とは違う。このような考えで、報酬ではなく交通費などの諸経費は認めるなど、営利はだめだということを明確にすべき。公共施設を使って商売をしようという人もいるので、一つの前例を作ってしまうと、後でやりにくくなる。

市民)継続的な活動は営利と判断すべきという意見があったが、それは違うと思う。社会教育のサークルであれば、継続的にやるのが基本で、公民館のサークルはほとんど継続的に活動している。公民館が実施する講座が終了した後に、その先生を講師に招いてサークル活動を継続することもあるが、公民館の講座でも報酬を支払っており、サークル化した際に会費を集めて、その中から講師への謝礼を払うことは営利というものではない。2千円が妥当かということについては一概には言えないが、仕方がないのではないか。

市民)今のところ2千円という基準は妥当だと思う。情勢に合わせて見直す必要はあるが。私塾の制限に関しては、メンバーが集まって先生に頼むのであれば私塾ではないが、先生が稽古場を公民館とか地域センターに移して、生徒を募集しているのは問題。自主的に先生を頼んで活動を行う場合で、それにかかる経費について2千円以内であればかまわないが、あまり金額が多くなるようならば問題。

市民)私塾のチェックについて、一つのお稽古ごとであちこちの施設でやっているという実態は市でチェックできないのか。同じ人があまりにも多くのサークルの講師を務めていたらおかしいのではないか。

補佐)現在そのようなチェックはやっていないと思う。今は団体の登録台帳を紙で管理しているため、各団体の講師をチェックすることは困難

だが、今後施設予約システムが導入されるようになれば、登録されたデータを使って分かるようになる可能性はある。ただし、評判のよい先生があちこちで頼まれている例もあるので、複数のサークルの講師になっているから問題ということでもないのでは。

市民)趣味の先生とか、講師側の立場で話されているが、要は施設を利用する団体が営利目的の団体かどうかで判断すればよいのではないかと。講師は利用者側には入らないため、先ほどの意見にあったように、集まっている利用者が営利目的を持たず、講師を頼んでいるのであれば問題ないと思う。

また、2千円という基準については、細かく考えてもあまり意味が無い。行政が基準を決めると反発されるため、ある程度常識的な市民感覚で決めることが望ましい。どのようなケースの場合には使用を制限するか、問題のあるケースについては一種の市民会議のようなものに諮って、その結果「それは市民感覚として利用することは認められない」というようにもっていく方が納得されるのではないかと。

補佐)今までの議論は会費の制限についてだが、講師に支払う謝礼の額についての制限は必要ないか。例えば、会員数の多いサークルであれば、2千円会費の中からでも高額な謝礼を払うこともできるが。

市民)会員が市民であって、先生がビジネスのためにやっているのであれば問題ないと思う。

市民)その先生に来てもらわなければ活動が出来ないものなどもあるので、ビジネスかどうかというよりも、必要性の問題。

市民)市全体のある程度の基準は必要だとしても、各公民館の独自性や会の性質もあるので、公民館の館長なり職員なりに判断の権限を持たせるべき。例えば、内容を確認したうえで今回に限ってはテキストの販売を認めるなど。誰が判断するのかをはっきりさせておけば、ケース・バイ・ケースになるのは仕方ないと思う。

市民)何が社会教育活動なのかなど、解釈があいまいな面もあるので、小平市における社会文化について条例をつくるなどの動きがあってもよいのではないかと。

(3) 申込方法等

市民)施設によって事情が異なるので同じようにはいかないが、申込には公平性、均等性という

大原則があり、原則に基づいた申込方法を検討すべき。方法としては電話でもファクスでもメールでもかまわないという、現在の情勢に合った方法を考えてはどうか。

申込が公平に保たれていることによって、施設の利用方法などこれまでの議論の解決策が出てくるのではないかと。

市民)それぞれの公民館を拠点にして活動しているサークルからすると、定期的に使えなければサークルの運営が非常にやりにくくなる。中央公民館以外の分館に登録している定期利用団体は、一般の申込みが始まる前に3ヶ月分の予約が可能になっている。それが一般団体と同じような扱いになってしまうと、何百というサークルが活動できなくなるおそれがある。

市民)なぜ電話予約がダメなのか。

補佐)窓口に来る人よりも電話を優先するというところに問題があるという考えがある。

市民)熱心にやるという意味では、窓口優先という考え方もあるが、いちいち施設まで行かなければならないというのは現実的にどうか。

補佐)電話予約だけして、実際には申込みに来ないというケースを避ける理由もあると思われる。

市民)それは電話予約の場合、無断キャンセルに対する罰則がないから。初日受付など、先着順というのは今の時勢からするとどうか。特にスポーツ施設は限られた団体が先にとってしまうと、他の人が全く使えないということになる。スポーツ施設は利用度が高いので特に問題だと思う。

市民)テニスコートはとれないという話を聞くが。

市民)テニスコートは市内者による先着順。

市民)図書館で本を借りた場合は、次の人の予約が入っていなければ続けて借りられる制度になっている。みんなが使うということ考えた場合、定期的に使う人にとっての便利さと、使えなくなってしまう人の不便さのバランスを考えることになる。先ほどの図書館のアイデアなどは一つの知恵ではないか。スポーツ施設などをずっと一つの団体が使い続けるというのはどうかと思う。

市民)ルールについては、もう少し利用者に聞いて、使い勝手の良いものにして欲しい。

テニスなどは隣のコート予約している人が来ないときは、その場で空いているコートを使うようにするなど。私自身、予約をとった後に利用できなくなった場合には、「他の人が来

たら使ってもらってください」と中央体育館へ申し出ている。予約した人が30分過ぎても来ないときは、待っている人に使わせるというようなことを、事前にルールで決めておけば、それはフェアでよいのではないか。

市内者の名前を使って申込んでいるケースもあるようだが、少なくとも競合している場合は市内の人を優先して構わないと思う。その際には免許証などを見せてもらって確認するなどしてもよいのではないか。

市民)電話では本人の確認もできないし、公平にやっているかも分からない。抽選であれば、申込方法は電話でも何でもよいのではないか。

課長)申込方法や利用者の立場などは施設によって様々あるようなので、次回もう少し整理したうえで議論を進めたい。開館日・開館時間に関しても今日は議論できなかったため、次回以降時間をとるようにする。

3 次回以降の検討課題および会議日程

今後の日程について

補佐)第1回で配布した資料の中に、小平市が考える受益者負担の基準が示されている。施設の使用料もこれに基づいて決めているが、使用料は3年ごと見直しを行うことも想定しているので、次回の会議ではこの基準についても意見をいただいてみたい。

市民)各施設の年間使用料収入の金額が分かる資料を用意して欲しい。というのは、経費的な面から使用料をとっているのかどうか、考え方を確認したい。

補佐)公民館については以前の資料に載せているが、地域センター、福祉会館など他の施設についてもできるだけ集めてみる。

その他の検討テーマ等について(市民から)

- ・インターネットによる施設予約についてのマイナス面・プラス面、必要な施設などについて議論しては。
- ・近隣との相互利用について分かる資料(一覧)が欲しい。国立市、国分寺市、府中市の間に図書館協定があることは知っているが、他はどうか。小平市が関係するものだけでかまわない。小平市内に国分寺市の公園があるが、小平市民が利用する場合には5割増になるという状況もある。

第4回 公共施設等市民会議 議事要録

実施日時 平成18年1月14日(土) 10:00~12:00
会 場 元気村おがわ東 第2会議室
参加者数 会議メンバー12人、事務局3名(計15名)

<配布資料>

- ・小平市公共施設等市民会議(第4回)補助資料
- ・公共施設等市民会議検討事項

<会議内容>

- 1 資料の説明
- 2 議題「使用料・減免制度に関する検討」
 - (1) 使用料について
 - (2) 取消料について
 - (3) 減額・免除制度について

議事要録文中、発言者については以下の標記によります。

- 「市民」...市民会議メンバー
- 「課長」...行政経営課長
- 「補佐」...行政経営課長補佐

以下の議事要録は事務局の責任により編集しております。発言者の真意が十分に伝えきれていない場合がありますので、どうぞご了承ください。

1 資料の説明(事務局)

(1) 広域行政・連携協力、施設の使用状況など、全体の説明

(2) 公民館の使用料が他施設より高い理由

使用料はコストを根拠にしているが、公民館はほぼ正規職員、地域センターは嘱託職員なので、そうした人件費の影響が出ていると思われる(p.8)

2 議題「使用料・減免制度について」

(1) 使用料に関する検討

現在の受益者負担率は適切か

課長) 小平市では提供されるサービスの内容を4種類に分類し、それぞれ負担率を定めている。その負担率と施設コストと使って使用料金を設定している。この会議では公共施設への「受益者負担」の是非についても含めて議論してほしい。

補佐) 平成16年度の使用料改定の際には清掃などの維持管理費、人件費のほか減価償却費なども含めてコストを算出している。廊下など施設内の共有部分については、貸出し対象の部屋の面積に応じて各部屋に加えている。

市民) そもそも論から言えば公共施設は無料であるべき。何から何まで無料ということではないが、この受益者負担に関する4象限が上手く分類を表しているのではないかと。ただし、民間企業ではないので、勉強したくても場所のない人、生活弱者、困っている人をベースに使用料を考え、必要最低限を標準にすべき。もし、赤字であるのであれば、どこから予算を持ってくるかが大事で、予算配分を考え直すこと。その際、教育・生涯学習は重点配分すべき。住民の民度が低ければ地域は活性化しない。地域の活性化は地域住民の自主的な活動・自主性から生まれる。

市民) 2頁の図だが、選択的かつ非採算的サービスについての受益者負担率が50%となっているが、これはどこからでてきているのか

課長) 負担率については、0%、100%、そしてその中間という考え方から。図の右上欄が100%で、左下が0%なら、中間的なものは50%ということで作っている。

補佐) 庁内で使用料改定の検討会を作って、内部の検討で考えた結果。

市民) この50%の負担率を上げようというのか、下げようというのか。

補佐) まず、コスト自体を抑えるという考え方もある。例えば、公民館の正規職員を嘱託化すれば人件費が抑えられ、結果として費用が下がる、という選択もある。

市民) 公民館など、教育施設については自分だけが学びたいとか、自分だけ賢くなって益を得るということではなく、学んだことが社会なり地域に戻っていくということなので、受益者負担という考え方はなじまないと思う。その意味で、市の予算が無いからといって、このような基本的かつ非採算的サービスについて負担を求めるとは、他にお金の使い方を検討してほしい。

課長) 学ぶといっても、個人的に学ぶというものと、社会に還元するものがある。どのように選別することができるか。

市民) 個人的にというのはどういうことか。

補佐) 個人利用ということではなく、例えば、公民館を利用する趣味の団体の中には、公民館まつりなどに参加するというのもなく、自分たちの活動だけをして帰っていくというものもある。そういった場合カルチャーセンターと何が違うのか、という問題もある。そのような団体についても全て一律に減免でいいのかということ。

市民) 趣味の活動であっても、家に引きこもらずに集まるという社会的に交わっていくということがあるので、線引きは難しいのではないかと。

補佐) もう一つ、体育施設は受益者負担率が100%となっているが、地域センターや公民館の50%と比較した場合、これは妥当ということではないかと。

市民) 体育館は道具など設備面にお金がかかるので、ある程度の負担もやむを得ないと思う。

課長) テニスコートなどを4人で使う場合、4人だけが楽しんだとなると選択的かもしれないが、技術のレベルアップを図って誰かに教える、あるいは健康になったということにもなるので、線引きが難しい面もある。公民館は社会教育施設であって、単なる貸し出し施設ではないという考えもあるが。

課長) 有料、無料の区分ということにも触れてもらえれば。

補佐) 高齢者館は無料施設になっているが、部屋を借りて踊りなどをやっているという使い方から考えると、有料施設である地域センターや公民館とあまり変わらないのではないかと。もし、減免制度を見直すならば、有料無料の区分も考えなければならぬ。学校施設についても、社

会教育が担当しているものは無料だが、学校教育が担当しているものは有料というように、2系統が混在している状況もある。現在は、ほぼ減免なので、結果としてはどちらも変わらないという状況にはあるが。

使用料の基準について

課長) 公共施設の使用料において、このような形なら負担できるというようなことはないか。公共施設なので一定の税金は投じるべきということであれば、市全体の予算の中でどのくらいの割合まで投じるべきだと思うか。

補佐) 第3次行財政改革推進プランの取組状況に対して市民委員6名に意見をもらっているが、そこでは使用料についてある程度コストを意識してもらって負担してもらいたいという意見もでている。その中で、ではどの程度の負担が妥当なのか、例えば光熱水費までは負担すべきなど。大阪では冷暖房が必要な時期にあわせて季節料金を取っているという話も聞く。

例えば、3時間1000円の部屋なら5人で使えば一人あたり1時間70円程度になる。それも難しいという感覚なのか。それくらいなら負担することは可能という見方もある。みなさんの実感はどうか。

市民) 中流社会を基準にしてはだめ。下流社会を基準にすべき。高齢者、障害者がどれだけ払えるか。地方自治体にとって妥当な負担額という考え方ではなく、利用者にとって妥当な負担でなければだめ。年金額なども考慮して、余暇にどの程度お金をあてられるかを考えて算出する。利用者ありき。それが自治体にとって妥当な負担とかけ離れているのであれば、別のやり方で自治体の歳入確保などを図っていくべき。

課長) 感覚的にはどのくらいか。

市民) 体育施設か部屋貸しかによっても違う。

市民) 社会的弱者がいるなら社会的強者がいるのか。減免するときにあの人は社会的弱者だからという考え方はよくない。社会的弱者というのはどういう人というのか。

課長) 社会的弱者だけ減免するというのではなく、そこに合わせて全員を減免や使用料設定をする、という意見。

市民) いろいろな減免措置を受けていて、なおかつ社会的弱者というのはどういうことか。

市民) いろいろな人がいると思うが、補助を受けている人、高齢者の一人暮らし、就労に不利である、援助がないと暮らしていけないという意

味の弱者。

補佐) 料金を設定するとき、一番払えない人にあわせるという考え方にすると、負担能力のある人も安い金額で済んでしまうことになるが。

市民) 要するに使用料で取るか税金で解決するかどちらか。使用料に税金と同じ負担能力の考え方を採りいれるというのであれば、公的な施設の利用については全て無料にして、予算が足りないのであれば税金を上げて、所得に応じて払うという方法が明確ではないか。

受益者負担と言う考えが出てきたのは20数年前から。立川市に国立公園をつくった際に、有料にしてお金を取るということになった。税金でつくった公園にもかかわらず、何で料金をとるのかと聞いたら、それは受益者負担だと言う。理由として、あれは普通の公園よりも公園整備のレベルが高いからそれだけの利益を得るから有料だという。受益者負担という言葉自体がどうなのか。

障害者自立支援法の改正が行われ、福祉サービスにかかる費用の本人1割負担が導入された際にも受益者負担だと言っていた。生活に必要なサービスを得ることが受益だというのはおかしいということで、受益者負担ではなく利用者負担というように言葉を変えた。

無料にするということは税負担でやるということ。有料にするということは特別税をとるようなもの。公的サービスは全て無料とした方が明快ではないか。その上で、公的といえないような無駄なサービスは止めていくというほうが分かりやすい。

課長) 例えばテニスコートを無料にした場合、利用希望者は多いと思われるが、全員のニーズを満たすことは不可能。結果として限られた人のために税金が使われることになる。そのことに対してみなさんがいいですよと言ってくれるのであれば、税金でまかなうことはできると思うが、おかしいという考えの人もいるのではないか。

市民) 税金でまかなうのがおかしいというものは、公的サービスではないという考え方もできる。テニスコートなどは無料でもいいと思う。利用希望者が多いときには抽選をすることで機会は平等となる。どうしてもやりたい人は、抽選に外れたら民間のコートを借りる方法もある。また、それだけ市民のニーズがあるなら、もう少し面数を増やし、いつでも利用できるようにするという考えもある。

市民) 受益者負担率が100%の施設であっても、実際には経費全てを負担しているわけではな

い。全てを利用料金でまかなっているということであれば NPO や民間が運営できることになる。市の土地を利用している場合などは、土地代はコストに含まれていない。そう考えれば、負担率については 100%、50%、0% というものではなく、大・中・小という感覚の方が適切。

そして、自転車駐輪場などは駅から離れているものは負担を小さくするなど、それが受益者負担というもの。駅に近い駐輪場は便利で楽だから価値が高いわけで、それについては負担を多くする。同様に、公園なども他の公園よりもお金をかけて、より楽しめるものになっているのであれば有料にすることもできる。小平市のそれぞれの施設について、一般的な水準と、それよりも付加価値のあるものについて考えてみる必要がある。

市民) 利用することによって付随的に発生する経費については利用する人が負担する、というのが公共物の使用の常識だと思う。公共施設だけに限らず、全市民が共通に常時使用するものは別として、特定の人を使うのであれば、その人が負担するのが基本的な考え方。公共施設だからといって全て税金でまかなうというのは財政が豊かならざらば、現在の状況では実質主義で考えるべき。

市民) 「常識」よりも「良識」で判断すべき。お金を払うのが常識ではない。公共施設については無料にして、税金でまかなうということを出発点にすべき。ただし、全てを無料にするのは現実的ではないということもあるので、ある程度の負担は仕方がないとも思う。その際には、最も困っている人でも払える金額を基準にすべき。

市民) 物事を考える際は段階的に考える必要がある。特定の利用者だけが使うものについては使用料を負担するという前提をつくり、その次に払えない人についてどうするかを考えるのが順序ではないか。

市民) 段階を踏むというなら、0 からスタートすべき。公共施設はそもそも何のために運営するのかということから。

課長) 「公共施設は無料が原則だが、料金を取らざるを得ないのであれば、生活困窮者を基準に料金を設定すべき」という考え方と「公共施設といっても全員が利用出来るのではないから利用者は応分の負担はすべき。ただし、生活困窮者については減免制度を設けるなど、条件に応じて考える」という考え方と理解した。

市民) 公共施設である以上、市民誰でも利用できるのは当然のことで、だからこそ税金を投入し

て建設し、運営している。そこに料金が発生すると使えない人が出てくることになる。今日はお金が無いから使えない、というように、利用したい時にいつでも誰でも利用出来るものではなくってしまう。

市民) 公共施設というけど、特定の人が利用するものを税金という形で全ての人負担するの。利用者が利用することによって発生する費用まで税金で負担するの。

市民) 特定人のみの使用という言葉が頻繁に出てくるが、それぞれ一人ひとりの一生にわたって、利用したいときにいつでも利用出来るというものが公共施設。現時点では一定の人しか利用していなかったとしても、5 年後 10 年後は分からない。公共施設の出発点は、市民誰にとっても公平で平等であることが基本。その基本を外すとおかしいことになる。

まず、公共施設はどういうものかを考える。その上で、厳しい状況の中にあって、地方分権における地方自治を考えた場合、市民にとって、また 10 年後、30 年後を考えたときに行政はどこに重点を置くのか。このような機会を使って、行政も市民もみんなで話あってじっくり考えたい。

課長) 機会の均等が保たれば、公共施設にかかるコスト負担については全て税金でまかなっていくという考えということではよいか。公共施設の維持管理を全て税金でまかなうとしたら、その分他の施策に回すお金が無くなることになる。要は配分の問題。

市民) 小平市に図書館、公民館、地域センターがこれだけつくられてきたのは市民の強い要望、運動があったということの意味を考えるべき。財政的に厳しくなったからといって、簡単にコスト負担の話をして欲しくない。みんなの要望があって、市民の税金をかけてもつくる価値があり、それは市民が享受できるものであったということ。それを守っていくためには、他の事業とのバランスは大きな問題になってくるとは思うが、行政がどこに重点を置くか。市民が最低限度の文化的生活を受けることについて、基本に立って考えて欲しい。

市民) 行政が判断するというのではなく、施設の維持管理が大変になってきた状況において、どの選択肢をとるかということ。税金を上げるのか、あるいは福祉など他の分野からお金をまわすのか、あるいは利用者から使用料をとるのか。そのような選択肢について、市民はどれを望むのかについて意見を聴きたいのではない。

もちろん、行政が提案して、議会などで決定していくが、その前にこういう場で聞いておきたいのではないかと。

市民) 多数が必ずしも正義ではない。ビジョン、理念を実現させるために、何を削って、どこに重点を置くかということ。

市民) もう一つの選択肢としては借金をするというものもある。今借金をしてでもやらなければいけないものがあればということだが。

市民) 返すあてがあるのならいいが。

市民) いろいろな選択肢を検討したうえで、行政が議会に提案することになるが、その選択肢に影響を与えるのは、市民がどのように考えているかということ。とにかく借金はやめときましょう、ということであれば今までのような緊縮財政ということになる。

こうした市民会議の議題に使用料を出すということは、市としては使用料をとってもよいのではないかとすることがあると思う。ただ、議論するためには、公民館なら公民館というように、施設を絞ったほうが議論しやすいのではないかと。コミュバスなどは分かりやすい。今は乗車料金が100円で年間2500万円の赤字。料金を200円にすればとりあえず赤字なしで走らせることができるという状況の中で、200円なら乗りません、100円分は税金でまかなって欲しいということになるのか、などを議論している。

課長) 1人100円程度の負担であれば妥当と考えられるのかなどの意見も聞いてみたいと思っていたが。

市民) ここで金額の話をしたら、「市民がここまでの金額ならいいと言っている」という風に使われると思ったので、具体的な金額などは怖くて言えない。

課長) 今の使用料はコストをもとにして市が計算して決めたもの。そのような考え方と別に、使う人の感覚として、妥当な使用料というものがあるとしたらどの程度のものなのかを聞いたかったということ。例えば、維持管理費のうち光熱水費分だけで計算すべきという考え方もあると思う。

市民) 図書館は法律で原則無料になっている。公民館は原則有料。こうした基本は守ってほしい。公民館では数年前まで、お茶葉も用意されていたが、今は無くなった。印刷も無料でできたが今は有料。こうした目的以外で発生する費用については有料になっても納得できる。そういう部分は他でも検討すればたくさん出てくると

思う。公民館の駐車場は、公民館利用者以外の人も使っているような気がする。そういうところをチェックしていくことで適正な使用料として有料にできる部分もある。本来の目的である建物の使用については無料にすべき。そこで健全な人間が育成されるなら大事なこと。

市民) 一般会計予算の収入内訳のなかに使用料・手数料というのがある。こういう収入予算の前提には、使用料の試算が出されているはず。そこから逆算して、「これだけ取ればこれだけの収入があって健全財政となる」といった試算があるのか。そうすれば実質的な意味で金額を決められるのではないかと。

補佐) 今の使用料の決め方はコストを基に決めているが、利用者数の実績をもとにして、減免制度を見直した場合に現在の使用料収入額に見合う額を確保するためには、利用者一人あたりいくらにすればよいか、という逆算もできると思う。

小平市の施設は他市と比べても充実している。今の施設を維持しながら今後も児童館などを建てようとするのであれば、有料にしてもいいからもう1館欲しいとか、新しい施設は要らないから無料のままで、などの選択肢もある。

また、試算ではあるが、現在減免によって無料になっているものについて、本来の使用料をとるとすれば公民館は年間4千万円、地域センターは3千万円程度の収入になる。補助資料にあるように、公民館10館全体の年間維持管理費が8千700万円程度なので、新しい館を建設することを考えた場合、建設費は別として、減免制度を見直して本来の使用料を集めることで維持管理費は充分まかなうことができる。こうしたいろいろな選択肢があるときに、市民会議という場でみなさんの意見を聞いてみたかった。

市民) 計画どおりにつくって、できるだけ利用者の負担を低く、できれば無料が理想。とはいっても難しいので、負担はしてもいいが、そのときには自治体にとっての妥当な金額ではなく、利用者にとって妥当な金額を考えること。

市民) 予算上の使用料収入額はどのように試算しているか。

補佐) 前年実績からの試算だと思う。

市民) 財政上の問題もあるのだから、実績などをもとに収支バランスを取ることが大事。それと市の姿勢との関連で話さないといけない。公共施設は無料がいいのは当たり前、それができないからこのような場で議論している。

(2) 取消料について

補佐)ほとんどの使用料が減免されている現状では実感がないと思うが、施設によって取消料の扱いに差がある。全額返ってくるものもあれば、半額しか返らないものなど。取消料の制度の意義なども含めて考える必要があると思うが、今日は時間の都合もあり、討議は省略させていただきたい。

(3)減額・免除制度について

高校生に対する減額措置

市民)議会答弁にある「義務教育修了者は応分の負担をしてもらおう」とあるが、応分の負担とはどういう意味か。

補佐)大人と一緒に負担という意味。

課長)大人料金と子ども料金の区切りを義務教育の年齢区分に合わせているということ。

市民)経済負担力という意味で考えると、東京では90%程度が高校に進学して本人の負担力は無いので、子ども料金が適当ではないか。

市民)こういう差をつけるのはどうか。みな同じにすべきでは。

市民)教育は心身ともに健全な国民を育成する国家的プロジェクト。身体が大きいとかそういう物理的なことではなく、教育的見地からみるべきで、高校生までは無料が適当。

免除の適用について

課長)減免対象団体についてはどうか。

補佐)参考として補助資料に「社会教育関係団体」の定義を載せている。現状では公民館を使う団体イコール社会教育団体として扱っているが、社会教育法の定義をみると少し違うのではないかと思う。また、同じ団体であっても、その時の利用目的によって分けるという考えもある。

課長)多摩市では原則無料から原則有料にして、減免対象を限定的に考えている。

市民)補助団体がまた減免団体となっているが、補助をしているのにさらに減免するのか。

市民)補助を受けている団体から使用料を取ったら補助している意味がなくなってしまう。補助を受けている団体が無料なのは当然。2頁の受

益者負担率の分類がここにもあてはまってくるのではないか。

市民)公益性を前提に考えたらどうか、という意味。補助団体には様々なものがあると思うので、地域活動や社会活動をする場合に絞ったほうがいいのではないか。

課長)利用件数全体に対する減免割合をみると、地域センターは96%、公民館では98%が減免によって無料になっている。この状況に対して、みなさんの実感としてどうか。

市民)社会教育関係団体というのは一つのサークルという意味か。

課長)一つひとつのサークルも、連合したのものも、いずれも社会教育団体としてみている。

市民)合唱連盟に所属している団体はルネこだいらを半額で使えるが、所属していない団体は減額にならない。

課長)登録するという事は、一定の社会教育活動に意識を持った団体とみることができるが、加盟していない団体は社会教育活動というよりも、自分たちの趣味の活動と判断されているのだと思う。そういう判断が良いのかどうかということも議論の対象。

市民)ルネはしっかり判断しているが、公民館は判断していないということか。

市民)ルネの使用料金は非常に高い。例えば、定員400名のルネこだいら中ホールと定員370名の国分寺市いずみホールの日分を使用料比較すると、ルネは123800円、それに対していずみホールは89200円。(いずれも土曜・休日の料金)これだけ料金の差があると、小平市の人もいずみホールに流れている。合唱の人たちが発表をするのもいずみホール。国分寺の人たちのグループなら使用料がさらに半額になる。

市民)減免に該当するかどうかは誰が判断しているのか。ここで抽象的な話をされてもピンとこない。

課長)減免の判断は各部署が行っている。この会議は個々の団体の判断をする場ではないので、減免のあり方について総括的な意見をいただければ。

市民)減免に該当するかどうかを判断する場には行政だけではなく、市民も入れて各論的に判断するのがよいのではないか。

市民)減免対象として「市内団体が文化活動を行う場合」とあるので、結局何をやっても減免になるのではないか。しかも100%減免されるた

め、事実上、自由にお使いくださいという状況になっている。

補佐)実態としては、有料に該当するのは、企業が使っている場合くらい。もともと減免対象にした団体は、団体の活動目的を前提として定義しているのだが。

市民)つまり、地域活動によって貢献してもらえ
る団体を想定していたということ。

補佐)減免対象の定義をどうするかというよりも、
窓口で団体をどう判断するか、つまり、個々の
団体が減免対象団体に該当するかどうかを整理
する必要があるように思う。

市民)国立市と国分寺市では、公民館は社会教育
機関であるので、減免ではなくて無料にするこ
うことが条例で規定されている。せっかくの
見直しの機会なので、教育機関ということにつ
いても議論してもらえれば。

市民)武蔵野市はまちづくりをするときに公民館
をつくらずに地域センターをつくるという発
想だったという。一旦作ると地域エゴなどがあ
って、無くすのは難しい。極端に言えば、施設
の経費はトータルの歳入歳出からいけば大した
金額ではないのだから、その中で使用料を上げ
る、上げないということは、財政面のインパ
クトは大きくない。それよりも、そもそも論の
原則に戻って、今ある施設のうち一つでも減ら
せば費用は浮いてくるのではないか。政治的に
は難しいと思うが。

3 次回市民会議での検討事項について

課長)今後検討したいテーマがあれば挙げて欲しい。

市民)議論をするというほどのことではないが、
提供公園はあまり使われていないように感じ
るので、そのへんの状況について資料があれば、

市民会議のあり方について

市民)市民会議とは、行政がテーマを出して、出
入自由なオープンな会議で話し合っ、だいた
いの方向性を決めていくものだと思うが、議論
したものを総括するような、方向性を確認す
るような場をつくる予定はあるのか。

課長)市民会議と呼ばれるものには市民が運営し
て、一定の方向を出して行政に戻すというもの

があるが、この市民会議は、市民の意見を聴く
場という形になっている。一定のまとめをつ
くった時点で会議に提出し、皆さんからもう一度
意見をもらう予定。

市民)意見集になるのか。

市民)意見集はいつ出されるのか。

市民)総括の前に、まとめる場を。

市民)意見集なので、まとめると言っても全員の
意見を総括して方向性をまとめるのではなく、
今まで出された意見と意見集に載っている表
現内容の確認という意味。

市民)それは第6回の時にやるのか。

補佐)その前に示せるようにしたい。

市民)時間の制約ということもあるが、発言が断
片的で、結論が出ていないし、両論が出たとき
に議論のかみあわせがない。それはやむをえな
い面もあるが、そのような意見集をまとめて、
公表してどうなのか。

市民参加への関心を高めなければいけない時代
に、ただ意見が出されたとして終わりでは、形
式だけ作って何の意味も無い。会議の意見がど
のように反映されたかもわからないのでは、か
えて行政への信頼を損ねることになる。ここ
での結論を示してそれを市政に反映させるこ
うことにしないと、ただ羅列的に尻切れトン
ボの意見交換では形骸化を助長することになる。

課長)よりテーマを絞って結論を出すということ
を今後やっていく。

市民)市の職員も含めて会話をしながら、一体に
なってやらなければ意味のない帳尻合わせの
奇妙な感じになってしまう。

市民)だからやらないというのではなく、まだ未
熟なものではあっても意味はある。やらない方
がいいということにはならない。

補佐)この市民会議では公共施設全般の話がテー
マで、利用者である市民のみなさんがどう考
えているかを聴きたいという場。使用料など、個
別のことについては別途機会を設けるとい
うことは考えられる。

第 5 回 小平市公共施設等市民会議 議事要録

実施日時 平成 18 年 2 月 18 日 (土) 13:00 ~ 15:00
会 場 中央公民館学習室 4
参加者数 会議メンバー 13 名、事務局 3 名 (計 16 名)

< 配布資料 >

- ・小平市公共施設等市民会議 (第 5 回) 補助資料

< 会議内容 >

- 1 資料説明
 - ・提供公園
 - ・施設予約システム
- 2 今後求められる公共施設
 - ・施設の機能とは何か
 - ・基本的サービスと付加的サービス

議事要録文中、発言者については以下の標記によります。

- 「市民」...市民会議メンバー
- 「課長」...行政経営課長
- 「補佐」...行政経営課長補佐

以下の議事要録は事務局の責任により編集しております。発言者の真意が十分に伝えきれていない場合がありますので、どうぞご了承ください。

1 資料の説明等

課長) 報告、取りまとめについては3月の会議時に行うとして、今日は集約的な話をしてほしい。提供公園については、資料を用意したが、これについてはあまり時間をとらずに進めたい。

補佐) 補助資料に公園と予約システムについて載せた。都市計画法に基づき、提供公園は一定規模を超えた開発行為の際に、開発業者に提供してもらっているもの。施行令では、3000 m²以上の開発行為の場合は3%以上とされているが、小平市では条例を定めて6%としている。

小平市では市立公園 265 箇所のうち 190 箇所が提供公園。小さい提供公園を中規模な公園に集約できないかという質問もあったが、もともとの開発時の「良好な住空間」をつくるための制度という趣旨からはずれてしまうので難しい。

公園の集約や基金としての供出を特区として申請する動きもあるが、その区域に公園が必要無いのであれば、余計な負担を開発業者に課すことになるため、国交省では否定的な見解。

施設予約については、小平市でも平成 18 年度の稼働に向けて、予算案に盛りこんでいる。全ての施設に導入することは難しく、当面の対象施設は体育施設と公民館。地域センターなど、他の施設については、今後の動向をみながら順次検討していくことになると思う。どういう形で導入するかなどについても、予算が通ってから検討していく。

市民) 予約システム導入の発端は。

補佐) 利用者の利便性を図るため。現在は「窓口に来なければ申し込めない」、「空き状況の検索ができない」という状況にあり、システムを導入することで、利用者の要望に応えることができる。

市民) システム導入に伴って無料が有料化するといったことはあるのか。

補佐) システム導入に伴ってということはない。ただし、当初に登録が必要になるのではないかと思う。

課長) 受付システムとしての検討なので、使用料の検討とリンクして考えてはいない。

利用と関わってくるのは、キャンセルのしかたなどが各施設バラバラというわけにはいかないので、統一化されていくのではないかということはある。

補佐) 予約の確定のしかた、使用料の支払い方法などの変更もあるかもしれない。複数予約を防

ぐために、キャンセルを何回かすると一定期間は申し込めなくするといった仕組みにすることなどはあるかもしれない。

市民) 東村山市は全てやっていて、視察にも行ったが、かなりうまくやっている。

2 議題「今後小平市に求められる公共施設」

(1) 施設の機能とは何か

補佐) 今日のテーマのねらいは、そもそも公共施設は何なのかを考えてみたいということ。小平市では今までたくさんの公共施設を建ててきた。施設の数には多摩地域でも多いが、施設の種類ごとに、それぞれ整備されなければいけないのか。例えば、サークル活動している人にとっては、必要な機能さえ整っていれば、公民館でも地域センターでも、どちらでもいいのかどうか。現在市には公民館 11 館と地域センター 17 館、全部で 28 館ある。28 館が市内に均等に配置されているとした場合、これは家から 500m 程度歩けば、どちらかの施設にたどり着く計算になる。市には地域センター 20 館構想と呼ばれるものがあるが、本当にまだ施設が必要ということなのか。

高齢者館についても、現在は 2 館設置されているが、地域ごとに欲しいということになってくればきりがない。

多様な施設があるが、みなさんは施設に何を期待し、どのような機能を求めているのかを一度整理できないか。今後、老朽化する施設の建替えという問題も確実に起こってくることになるが、その際にも、また同じ施設をそれぞれ建てるということになるのか、それとも、もし重なる機能があるのであれば、今とはもっと違うかたちで、バランスをとって配置していくこともできるかもしれない。

そして、求める機能が分かれば、どういう施設のつくり方、あるいは管理運営のしかたをすれば、より良いサービスが提供できるのかも分かってくるのではないかと。

また、前回の会議で、基本的、公共的なサービスは「受益」という概念には当たらないという意見があった。それならば、公共施設における根源的な、地域の人に最低限求められている公共的サービスという部分と、使う人が費用を負担してもよいという部分を分けられるのであれば、そのような意見もいただきたい。

以上のような考えで、今日のレジメをつく

った。もちろん市民会議は参加者のみなさんが検討テーマを決めていくというものなので、議論したいテーマが他にあれば、そちらを優先するので、それも含めて、意見をお願いしたい。

課長)説明のための例えだが、図書館は借りたい本をインターネットで予約ができて、配送できる体制が整えば中央図書館だけあればいい、ということも考えられる。また、図書館の機能として読書室や学習室のようなものが必要ということであれば、地域センターを建替えるときにそのようなコーナーを作っていけば、図書館の数は減らすこともできるのではないかと。このように、そもそも図書館の機能として必要なものは何かということ。情報を検索できて、歴史的な資料を保管して、本を貸し出すという機能であるならば、その機能を維持するためには果たして建物としての図書館が8館必要なのか。

同様に、公民館で社会教育を支援するということについても、中央と東西との3箇所に学習機能を備えた公民館があったとして、その他に地域センターの部屋を社会教育活動に使ってください、というように。そして学習のノウハウを知りたいときには3館の公民館が充分サポートしていく。事業を実施するのは公民館だけではなく、地域センターを使って講座をやってもいい。逆に、地域センターには本来こういう機能があるべきではないかという考え方もあるかもしれない。そして、そうした施設を運営するのはどういう主体がいいのか。公民館、地域センター、図書館、高齢者館など、おのこの機能、無くなるとは困る機能は何なのか、そしてその機能は個々の建物が備えておく必要があるのか。そのようなイメージで投げかけさせていただいた。

市民)地域センターと公民館は利用が多くて、増設しなければいけないような状況があるのか。

補佐)公民館などでは、かなり利用率が低いものもある。必要とされる部屋数という点だけで考えた場合、極端なことを言えば近接している地域センターと公民館の利用率をみながら統合することは可能となる。しかし、一緒に出来ない機能があれば、それぞれ地域センター、公民館として建てなければいけない。

市民)地域センターでできて公民館ではできない活動、あるいはその逆というものはあるのか。

補佐)厳密にはない。ただし、公民館は社会教育活動の支援ということで、市民講座といった事業をやったり、職員が学習の相談にのったり支援するという体制になっている。

市民)利用待ちの市民があふれて困っているとい

う状況がなければ、新たに建設するというのではなく、機能を統合してより有効に使っていくことが良いのではないかと。

静岡空港や神戸空港にしても、近所の人はあった方がいいか、と答えるだろうが、それでは本当にきりが無い。

ちょっと耳にしたが、三鷹市では土日の小学校の空き教室に学校図書館司書を配置して、市民に公開しているという例もあるようだ。このように、既に建っている建物を利用する方法もあるのではないかと。

それと、施設までの距離が500mという話があるが、日頃通っている道であれば700mでも近いが、普段使わない道だと500mでも遠く感じるということもあるので、それを補うためにも市境の施設を使えるようになればよいのではないかと。

市民)公民館の自主事業を地域センターでやるということは、法的には可能か。

補佐)可能だと思う。武蔵野市や三鷹市など、公民館がない市もある。公民館が無いから地域活動が停滞するというでもないと思う。

市民)23区や三鷹市には公民館はないが、それに代わる社会教育会館、児童館、女性センターなどがあって、専門職がついて独自に講座を開いている。小平市では、そのような機能を持っているのが公民館。職員が配置されているということで、小平市ではやはり公民館は重要な役割を持っていると思う。公民館があって、その上で、出前講座などを地域センターなどで実施するというのであればよい。

市民)先ほどのたとえ話の中で、3館の公民館が事業を実施していけば、今のような数の公民館は要らないのではないかと、つまり、公民館という場所ではなく、機能があれば良いのではないかと、という課長の意見にはかなり魅力を感じる。

市民)公民館の分館については正規職員を嘱託職員化した経緯がある。このことによって、配置される人数は増えたが、社会教育的な機能は落ちたと思う。嘱託職員は仕事の範囲に制約があり、結局1人の正規職員が頑張ってやっていく形になっている。

公民館にしても、図書館にしても、小平市は横に長い地形という中で、子どももお年寄りも歩いていけるところ、中学校地区に一つとい

1 三鷹市では学習情報センターとしての機能をもつ施設を目標として、全ての小・中学校に専任の図書館司書が配置されています。さらに土曜日の午前中には各学校の児童、生徒及び保護者等に開放しています。

う感覚で施設を配置していこうという考えがあったと思う。この考えは大事にしていかなければならないのでは。公民館も図書館も地域の人と人とのふれあいがあって初めて成り立つ部分がある。

地域センターは貸し館に徹しているの、それは構わないが、地域センターで活動するサークルに対するアドバイスも公民館の職員がやっているという姿もあるので、やはり公民館の数は減らさずに、工夫をしてもらいたい。嘱託職員化もかなりの人件費の削減になっているはず。その際も、本当は正規職員が望ましいということがあったが、市民サービスを低下させないという前提で、了承した。

課長)地域で人と人が出会うことのコーディネーターする場には専門の職員が必要で、歩いていけるところになければいけないという意見か。

市民)これからこのような市民会議が増えると思うが、例えば環境の市民会議を開くのであれば、その前に社会教育で環境の勉強会を開くなど、そういう機能が益々望まれると思う。

市民)高齢化によって、生涯教育の必要性が今まで以上に増してくると思う。こうした時代で、公民館、図書館、地域センターが全てあることによってこそ、自治体の文化水準や、豊かな生活が成り立っていく。経済観念だけでは絶対に成り立たない。地域センターはただ部屋を借りて一つの団体や地域の人がその時々を楽しく過ごす場所。公民館は現在その機能が円滑に行われているかは別として、健康で、みんなと輪をつくって学びたいという人にとっては、生涯に渡って利用していける唯一の無料、無料といっても減免によってだが、そういった施設ではないかと思う。60年近い伝統と実績を持って続いてきたと思う。特定の人が利用しているとか、そういう目先のことではなく、公民館はどういう場か、ということ認識して欲しい。

課長)そういう機能が必要だとして、それは施設に依存しているのか、つまり公民館という場所だけでなく、同様の活動をすることができる施設があれば良いのか。機能と場所を分離して考えられないかということについてはどうか。

市民)公民館に限っては、自分の足で歩いていける距離で、生涯に渡って学んでいけるという意味で、中学校区に一つという現在の数は維持して欲しい。

課長)学ぶ場所という機能で考えれば、仮に図書館の中に部屋があって、社会教育的なことを担う専門職員がいれば、公民館という施設でなくても学ぶ場とはなり得るのではないか。そして、

活動する場所が必要というときには、近くの地域センターを利用するというように。

市民)公民館と図書館の使い分けについて。終戦直後に三鷹市へ引っ越してきたが、その当時大沢地区のコミュニティセンターは活発で、自主的な活動をやるということによって市民が立ち上がっていた。そして何年か経って公民館ができて、公民館がコミュニティセンターの事業を奪ってしまい、それで一時活動が伸びなくなってしまったということがある。

小平市について考えてみると、施設の区別はあるが、やはり公民館が強くなって、主導権を持って思想の統制、学問の統制ということになってくると、いまだに戦後60年が抜けないのかなと思う。図書館でも「こういう本を読め」ということをやられると、図書館に行くのが、いやになる。そういうことは避けたい。どうすれば市民が良くなるのか。

「公民館だからこういうことをやるべきだ、指導性を持つべきだ」、一方で「地域センターは何をやってもいい」、ということではなく。コミュニティビジネスが非常に研究されているが、これからはコミュニティビジネスと地域センターがうまく結びつくようにしてもらいたい。

公民館の部屋を借りるために初日受けには130人位の人が集まってきて苦労しているが、このような申し込み方法を放置してよいのか。自宅からパソコンで申し込みできないのかと思う。

今「脳内汚染」という本が売れている。子どもがパソコンとかゲームに凝ってしまい、これは精神医学からすると、もう治らないという。私が提案したいことは、何が今一番大事なのかを気が付けてくれるような、例えば、市民文化部のようなものがあればよいと思う。有識者を委員に入れて、いろいろな事を聞いて、それを市民に伝える。単にがむしゃらに本をたくさん読むのではなく、多角的に良い本を教えてくれて、豊かな成長の助けになるようならばよい。昔は「読書論」という本が売れた時代がある。今は生活文化が非常に欠けている。日本文化の伝統なども家庭に入っていない時代になった。

それと、地域センターの機能として、一つにはコミュニティビジネスを柱とすること、もう一つは、まちづくりというふたつの提案をしようと思っていた。三鷹市や、秋葉原でもやろうとして、いろいろなところで騒いでいるが、小平でも既にSOHOのまちとしての下地が出来ている。230人の会員がいるベンチャークラブがあり、他の市からも入会の申し込みがあるが、

満員でお断りしている状況。ただ、このままでは形になっていないので、それは研究課題。

課長)行政の押し付けではなく、また豊かな人間性を育てる専門性、地域として SOHO やコミュニティビジネスの核になる施設の利用という視点を持たなければならないという主旨と理解した。

市民)高齢者や在宅ワークの人などが行く場がなくなってきた。

市民)最初に問題提起ということで、図書館が中央にあって借りられればいいのではないかと、いうたとえ話があったが、インターネットを使ってこの本が欲しいという使い方ができる人はわずか。多くの方は、何を探そうかという人。

それと、このことについて知りたいけれど、どの本がよいかという相談、つまりレファレンス機能を期待している人が多い。図書館は専門の人がいて、相談に応じるという機能が重要。また、ぶらっと来て本を探すということもある。

小平市は 30 年前に図書館の 8 館構想を出してやってきた。これは素晴らしいことで、他市の方はうらやましがっている。電話 1 本で「本を貸して欲しい」というのは、図書館の範囲を非常に狭く扱っている。

課長)レファレンス機能が大事であれば、例えば公民館の 1 室に専門家を置いて、相談を受ける、本を取り寄せるなどをすればよいか。つまり、その機能が図書館という建物の中になければいけないものなのかということ。

というのは、現物がなければ検索できないという時代から、今は情報機器によって何でも検索できるようになってきた。これから 10 年、15 年先を考えればもっともっと進むと考えられる。そのときに、今のように図書館は 8 館必要となるのか、求められる機能を提供していくためにはどういう体制が望ましいのか。どういうスペースがあればそういう機能が持てるのか。

公民館や地域センター、図書館の機能を集め、多機能の施設を 1 つ設置すれば維持コストは低減できる。しかし、図書館の機能として開架図書がなければだめということであれば、図書館が必要になる。

市民)レファレンスを利用することもあるが、同時に自分でも探すということもある。部屋があって人がいるというだけでは、相談にのってもらって出してもらっただけの関係になってしまう。それでは自分で探すということができなくなってしまふ。やはり、本が並んでいて、歩い

ていける距離にあることが必要。これは調べるとい意味での図書館。

もう 1 つは、楽しみとしての図書館。今はどちらかという調べる機能が強調されている時代ではあるが、大抵の人は楽しみのためにやっている。これは実際に本がないとだめ。

そして三つ目として、子どもに対する図書館の機能というものがある。確かに学校図書館というのがあるが、専門の司書がいて、子どもに本を薦める、読み聞かせをするといった点で、子どもに対する公共図書館の機能もある。このような 3 種類の機能を備えた図書館が地域ごとであって、実際の本が並んでいることが求められる。

市民)それぞれの施設の使命というものがあることは確かだが、機能としてはオーバーラップしているものもあるし、自由に連携して、境界を無くして活動できるようになることが一番良いこと。理想としては、少ないよりもあちこちに館があった方がいい。ただ、それがどういう効果を生み、効率的に運営するか、といったことで問題になる。

地域センターであれば、そこの地域に住んでいる人たちが、どんな機能を果たすセンターが欲しいのかということ地域ごとに話し合っていく。しかし、それだけでなく、トータル的には市の姿勢として、需要に応じたものを建てていくというように、区別しながら底辺ではオーバーラップしているようなものを見極める必要がある。

そして、せっかくハコモノを建てるのであれば、昔のようなものではなく、地域の人たちの今後 10 数年というスパンの中での人口構成や年齢、まちづくりの中の機能などを総合的に考慮して建てる必要がある。地域センターについても、今までは「何年にどこの地区に建てる」ということで建設を進めてきたが、少子高齢社会になってくれば、当然施設に求められる機能も最初に建てた時点とは様変わりしてきている。これからは多機能性を持った役割も果たしていかなければいけないという、変わり目の時代になっていると思う。

図書館については、貸し本屋機能だけあればいいという人もいる。そのような人には図書館の機能を説明しても理解はしてもらえない。本は情報処理できるものばかりでなく、装丁や絵柄など、他の要素もあるので、現物を手にとって見なければならぬ部分も多い。

市民)小平市は蔵書数が多いと聞くが、蔵書数が多い図書館がよいことなのか。山のように本が

あっても、中には読まれていないものもあるかもしれない。いつも利用者がいない図書館もある。少ないからけしからんというのではないが、何故そんなに利用率が低いのか。場所的なものか。午後3時、4時頃になると小学生が増えてくるが、昼時などには人がほとんどいない。何かもう少しまい開館の仕方などが考えられないか。

市民) スポーツ施設に関心がある。立派なスポーツ施設もあるが、中にはどういう意図でつくったのかというものもある。

例えば、小川西グラウンドなどは冬場は全く使えず、機能的でない。せっかく良い天気で、子ども達も集まっているが、ぐちゃぐちゃで使えない。ハコモノと同じように、グラウンドをつくっておけばいい、ということをつくったのではないかなという気がする。また、あるスポーツをするにしても、施設が中途半端で機能的でない。中央公園グラウンドも同様で、内側のサッカーは使えるが、トラックはぐちゃぐちゃで使えない。冬場はそういう状態になるということが分かっているにもかかわらず、グラウンドの機能性という点での研究が全くされていない。できるだけ早く指定管理者制度を活用して、機能的な運営にして欲しい。

課長) 体育施設の配置という点に関してはどうか。

市民) 利用者数からみた配置数で言えば、テニスコートがやや少ない。他は学校開放の幅を広げれば可能ではないか。13小学校が今度芝生化するが、そうしたことで市民の関心も集まると思う。さきほど文化という話があったが、スポーツ文化のためにも、スポーツコーディネータの活用なども考えて欲しい。

課長) 体育施設の社会への還元という意味で言えばどのような点か。

市民) 子どもであれば健全育成、お年寄りであれば健康維持ということになる。

市民) 施設が家の近くにあった方がいいとか、もっとあった方がいいと言い出したらきりがない。今までの話にもあったが、インターネットなど環境も変わってきているので、それとの折衷ということで、施設の機能も少しずつ変化していくのではないか。

それと、機能と施設を分離して考えてみる。完全に分離することはできないかもしれないが、ある程度分離していくということがあってよい。あまり、今がいいからとか、もっと今の延長線上で、という発想はよくないのではないか。

市民) 社会教育法というものがあるが、なぜ社会教育法という法体系があるのかというところを抜きにして、目先の利便性であるとか統合などを考えるべきではない。図書館にしる公民館にしる、もっと大きな意味があるから社会教育法の中に位置付けられているはず。それを乗り越えるほどの理論構築が今現在あるのか。それを問うための市民会議だと思うが。

課長) 市の行政は市民のためのもの。家計に例えれば、どこにお金を使うかを各家庭が判断しているように、市民の皆さんが何についてお金を使えばよいのかという判断になる。

市民会議のベースにあるのは、もちろんサービスの向上や利用を増やすにはどうしたらよいかということ。財政的に苦しい状況の中で、何館もある施設の維持をどうしよう、という切実な思いはある。しかし、この会議はお金がないことについて、だからどうしましょう、ということではなく、そのような状況の中で市民サービスの質を下げずに、逆にレベルを上げていくにはどうすればよいかを考える場。市民のみなさんの意見を聞きながら、いろいろ探っている状態で、意見を出していただくために、いろいろな考えを投げかけているもので、それが市の考えということではない。

もし、地域の中で多くの施設を維持していくことが市民にとって本当に望まれることであるというならば、それも1つの選択で、その代わりに何か他のものができなくなることになる。市民の中には公民館、地域センター、図書館を利用していない人もいるので、多くの市民の意見を参考にするなど、バランスをとっていかなければならない。

市民) 財政が厳しいというのは前提としてあったが、2週間ほど前に新聞に2004年度の各市の財政力指数²が掲載されていた。それによると、三鷹市から武蔵野、国分寺市あたりまでは1.1から1.5程度だったが、小平市は0.99となっていた。自分が住んでいる市が1を割ったのかということで驚いた。確か調布市は1.28になっていた。

このような前提で言えば、私も図書館は分散して、歩いていけるところにあった方がいいとは思いますが、では9館目をつくるべきかと言えば、納税者としてはこのような財政状況で新た

² 財政力指数(単年度)：交付税制度からみた財政基盤の強弱を判断する指数で、標準的な行政活動を行うのに必要な財源をどれくらい自力で調達できるかを表す。財政力指数が大きいほど財政力が強く、「1」を下回る市町村は自力での調達ができないとみなされ、交付税が交付される。

に建てることはして欲しくない。もし9館目が必要ということであれば、ネット検索のシステムを備えて、図書館の代わりにしてもらおう、ということで対応していけばよいのではないか。今ある8館を縮小する論拠とされるのは好ましくない。せっかくネットがあつて便利になると思つたら、本が無くなる、というのでは市民の利益にならない。どんなに苦しくても現在の8館は維持したうえで、新しい図書館を建てることには慎重に対応し、その隙間をネットなどで埋めていく方法が望ましい。

課長) 財政が厳しいという理由から議論をすることは、この会議の趣旨としてあまりふさわしいものではない。お金が無いからということではなく、いかに今ある公共施設を有効活用し、いろいろな使い方を考え、サービスを向上させていくか、ということを中心として考えて欲しい。

市民) 小平市はこれから20万くらいまで人口が増えるという予想があり、子どもの数も増えている。今より施設は減らさない方が市民活動のためにも良い。ではどうすれば良いかと言えば、今度建設される地域センターと児童館のように、いろいろなものをドッキングしていくというのも1つの方法。

仲町公民館と仲町図書館の建替え時期もきているが、本当は別々に建てて欲しいという願いもあるだろうが、図書館と公民館の複合施設とすることもやむを得ないかなと思う。花小金井北公民館と保育園も同様。それと、建替えなどをする場合には、旧小川東小学校を活用して元気村おがわ東をつくった時のように、市民の意見を取り入れていってはどうか。

市民) さきほど話があつたが、確かに図書館も人のいないところがあると思う。公民館、地域センター、図書館の利用がどのくらいあるのかを知りたい。あまり利用されていないのであれば、他に転用するのは可能かと思う。図書館の分室についても検討する必要がある。

市民) 確かに喜平図書館とか津田図書館などは午前中人がいない。それは、私が子ども連れて利用していた15年前と比べて利用する人の年齢層が変わってきていることが原因だと思う。図書館に隣接して集合住宅があるが、高齢者が増えているため、一定の時間になると混んで、一定の時間になると人がいなくなる。地域の住民構成の変化によって、施設の利用の状況もかなり変わっていく。

上水南公民館についても、今は高齢化が進んでいるので老人クラブ関連の団体がよく使っているし、近くの幼稚園のお母さんもよく利用している。でも数年前は違っていた。このよ

うに、地域の状況の変化に合わせて、利用がなくなった施設を他の目的に使えるようにするなど、役割を固定せず、転用することも必要ではないか。

市民) 個人的な感想だが、図書館は生活環境の中の根幹的なものの1つ。市民感覚から言えば、医学書とか理工系な専門図書などは別のもの。文化生活の一端であるので、散歩がてらにでかけて、背文字や奥付を見ながら選ぶということが普通ではないか。効率がいいからインターネットで検索するというものではない。一部の新しい考えだからとかいうものではない。時代なので、これから10年先はどうかかわらないが。

行政は実証科学。やってみてよくなければ直す。実態の中で考えるべきで、たまたま新しいシステムがあるから使うということではない。むしろ「Back to the basic」という考え方があるように、基本的なものを前提とする。蔵書を見ても、辞典などは別にして、これではなければならないというものではない。専門書が必要ならば、国会図書館へ行けばよいことで、市で扱うものはもっと一般的なものでよい。インターネットを使えない人も多いので、むしろ、そのような人に対して文化活動を広げる施設であつて欲しい。

市民) 前市長は「高品質のまちづくり」と言っていた。文化都市というところに効率を持ち込むべきではない。別の観点から考えるべき。

(2) 基本的サービスと付加的サービス

課長) 前回の市民会議で、基本的なサービスは無料、付加的なものは有料でも良いという意見が出されたが、これについて意見をもらえないか。前は駅から近い駐輪場は有料、遠い駐輪場は無料というような意見があつたが。

市民) 例えば、図書館における基本的なサービスは本を借りること。それに対して、いろんな質問について調べてもらい、資料を用意してもらうということはお金を取れるかもしれない。文化の拠点とするのであれば、そういう人材をお金をかけずに配置するという考え方もできるのではないか。

市民) そもそも図書館は相談業務をやるために専門職がいる。本を貸し出すということであれば機械でもできるので、そこを省力化していこうという時代ではあるが、一番大事なことは、相談に訪れた市民に応えることであり、それが専

門職に最も求められる能力。専門職は不要だという意見もあるが。

市民)司書の方がそんなに本を読んでいるわけではないと思うし、また情報検索であればインターネットで何でも調べられるが、人的なサポートはそんなに頼りになるものなのか。自分はそういう使い方をしたことがないが。

市民)司書はインターネットで調べるプロでもある。中身は読んでいなくても、関係する本のタイトルはよく分かっていて、たくさんの情報を持っている。例えば、玉川上水のことを調べたいといったときに、インターネットでも検索するし、蔵書も調べるし、いろいろな多方面のことを総合して、提供してくれる。

通常の市民サービス以上に、自分個人のために特殊、高度なサービスを受けている場合は、それが有料でもいいということはある。

市民)それがビジネスの種になるかもしれない。そのようなサービスは何も図書館だけが提供する必要はないのでは。

市民)スポーツ施設については基本的に有料であるべきだと思う。施設は生き物なので、それを維持するためには相当程度のお金がかかる。ベストな環境を維持するために有料が当然。

市民)プロジェクターなど、公民館で使う機器の一部が有料であっても仕方がないかなと思う。お金をとってでもいいから、もっとしっかりしたものを貸して欲しい。

市民)それには反対。社会教育施設はそういう設備を備えているからこそ社会教育施設。それを無料で貸し出すのは当然のこと。無料できちんとしたものを備えておくのが行政の役割。

市民)さきほど財政面の問題を考えずに議論して欲しいと言われたが、私は財政を離れた議論は成り立たないと思う。にじバスを走らせて欲しいとか、社会福祉を充実して欲しいなど、みんなが一部だけをとらえて主張していくと借金をするしかない。要は市全体のお金をどう配分するかという問題なので、それを離れるわけにはいかない。

市民)負担の分類として、一次側と二次側という考え方ができる。一次側というのは建物。二次側とは利用する部分。一次側については行政の責任で整備して、二次側については受益者負担を原則とすることが適当。公共施設に関しては何でもかんでも公費でやるというのではなく、公費で負担するものと、みんなで広く浅く負担すべきものがある、という原則を認識しなけれ

ばいけない。

3 次回の検討内容について

課長)市民会議の報告書については、両論併記とするが、テーマごとに少し意見を整理して示すことを考えている。整理された意見について、内容を確認してもらい、次回の会議で意見をもらう。

補佐)個人のレポートについて、希望する人から提出があれば、報告書にそのまま載せる。

市民)特定の団体名をあげて主張したいことなどもあると思われるので、名前を載せたい人もいるのではないかと。

課長)報告書について、会議内の個々の発言については発言者の氏名は載せないが、市民会議に登録された人の一覧は載せる予定。それとは別に、個人から提出されたレポートに関しては特に反対意見が無いようなので、名前を載せたいという人は記名のうえレポートを掲載する。

市民)「レポート」という名称に違和感をおぼえる。「補足意見」とか、「追加意見」がよいのではないかと。

補佐)2月末までに提出してもらえれば、今度配布する素案に掲載しておく。素案は3月初旬に届くようにする。

課長)次回、報告書素案をたたいてもらう前に、指定管理者制度について議論する。指定管理制度とは何か、という勉強会の意味も含めて。指定管理者に限らず、職員体制なども含めて現在の運営がどうなっているかなど。

第 6 回 公共施設等市民会議 議事要録

実施日 平成 18 年 3 月 18 日（土） 午前 10 時～12 時
会場 元気村おがわ東 第 2 会議室
参加人数 会議メンバー 19 名、事務局 3 名（計 22 名）

< 配布資料 >

- ・「公共施設等市民会議報告書（素案 ver3）」
- ・報告書に対する修正について
- ・指定管理者制度（市民氏資料）

< 会議内容 >

- 1 指定管理者制度について
- 2 報告書素案に対する修正等

議事要録文中、発言者については以下の標記によります。

- 「市民」...市民会議メンバー
- 「課長」...行政経営課長
- 「補佐」...行政経営課長補佐

以下の議事要録は事務局の責任により編集しております。発言者の真意が十分に伝えきれていない場合がありますので、どうぞご了承ください。

1 指定管理者制度について

(1) 補助資料をもとに、事務局の説明

指定管理者制度は地方公共団体の「公の施設」のみが対象で、国の施設は対象外。

公の施設とは地域住民の福祉向上に使う施設をさす言葉で、例えば公民館・図書館などをいう。市役所の庁舎などは、執務用の施設であり、住民の利用のためではないので、公の施設には該当しない。

今までの受託者は公共の団体に限定されていたが、指定管理者は株式会社なども可能。(制約はある。)

- ・「非公募」とするものもあるが、その理由が必要。
- ・指定期間は3～5年程度。一定の期間。
- ・使用料を指定管理者の歳入とすることもできるが、小平市では現在全て市の歳入としている。
- ・管理者の選定にあたっては、市の担当者及び弁護士・会計士等を加えた審査を行っている。審査結果の公開も行っている。

市民)施設の管理運営に係る経費として人件費があると思うが、その他にはどのような経費が対象となるか。

補佐)清掃費や維持補修費なども考えられる。指定管理の業務範囲ということで言えば、募集する段階で、どこまでを業務対象とするかを市の方で示すことになる。その際に、現在の維持管理経費がいくらか、あるいは利用実績がどの程度あるかなど、行政の資料も示すことになる。

市民)直営でも指定管理者でも、問題は中身。その施設が何のためにあるのかということを考えなければいけない。市民の教養を高めるといふならいであれば、単に効率・カネに偏ってカルチャーが安っぽくなってしまっただけでは意味がない。最近問題になっているが、図書館はベストセラーの貸し本屋ではない。企業支援の情報など、従来の司書機能に加えて、多機能化し、付加価値を高め、文化発信地にしていかなければならない。

市の判断基準はどうか。

補佐)指定管理者を採用する場合、“安かろう、悪かろう”になっては意味が無い。その意味でも、市の関与としてのモニタリング機能をしっかりやっていかなければならない。利用者に対するアンケート調査なども考えられる。

現時点では具体的なモニタリング方法は決まっていないが、最近の動きとして、コンサル会社もモニタリングをやりたいという意向があるようだ。利用者である市民からの評判等も入ってくるので、指定期間終了後、次の指定の際などに反映させていくことにもなるだろう。また、指定期間中であっても、実地調査という制度を利用して積極的に係わっていく必要もある。

市民)チェックをしっかりとっていくことが重要。

市民)資料の中に、小平市の地域センターは直営で、年間の運営費が1200万円、一方、地域住民に任せている三鷹市は1館当たり7000万円で、民間団体に任せることが経済的とは言えないという議会答弁があるが、問題は中身。三鷹市は予算をかけたけれども、それ以上のメリット、経済効果、地域の活性化があるので、単純な予算の比較だけでは言えない。

先ほどのモニタリングのチェックも大事だが、一度選定すると3年から5年任せることになるので、選定自体も大事。その際には、行政や専門家だけでなく、市民やNPO、全国的な事例を知っているような代表者なども入ってもらおうと、総合的な判断が出来るのではないかと。選定の構成メンバーの再考を。

小平市だけに限ってしまうと、他の自治体で上手くいっている事例、先進事例などの情報ももれてしまうおそれもあるので、全国的な活動を知っている団体に入ってもらおうとよい。

予算を安く抑えたとしても、施設の活用が低下してしまうようであれば、結局予算が生きてこないのでは、総合的に判断することが重要。

市民)金を惜しんで、金よりも大事なものを失ってしまっただけでは意味が無い。

市民)審査の結果についても公表してあるが、審査の途中段階での公表も必要ではないか。有識者に市民を入れて欲しいという意見もそうだが、もっと一般市民の意見が反映できる機会がどこかにあるとよい。

補佐)制度そのものが始まったばかりなので、今後は選定の透明性を高めることもそうだが、選ぶ側のスキルアップも求められることになる。

市民)公民館に指定管理者を導入した場合、指定された株式会社は公民館の主催講座を行わないということではできるのか。

課長)指定管理者に何をやってもらうかについては、募集する際に前もって決めておく。例えば、現行のものは全てやってください、といったことで募集し、それに対して応募する側は付加的

なものとしてどのようなサービスを提供できるか、あるいはいかに安い経費で実施できるか、といった提案をしてくる。それを見て選定を行うことになる。

市民)貸し館だけであれば指定管理者でもやっていけると思うが、独自の事業を持っている施設はどうなるのか。安い経費で受けることになれば、事業の部分が削られてしまうのではないかと、1つの心配としては、図書館。図書館は今良い本をどんどん捨てている。東京都もずいぶん捨てている。指定管理者制度が、市の負担を減らすことを基本とした制度であるならば、絶対に良くなることはないかと大変危惧している。

補佐)募集する際に、社会教育主事の資格を持つ人を配置する、といった条件をつけることもできる。市が指定管理者を募集するときの条件をどのようにするのが大事になってくる。

市民)指定の手続きに関する条例があるが、問題が発生したときの歯止め策は設けてあるのか。

補佐)指定の取消という条項がある。ただし、その実効性を担保するためには、モニタリングをしっかりとやるなど、監視をやっていくことが大事。

市民)結局のところ、サービスを受ける我々がチェックしていくこと。初めての制度なので、不都合も出てくると思う。そのためにも市民が監視することが必要。いい結果につながるように、発言していくことが要請されているのではないかと。

市民)確かに市民サービスの向上につながる施設もあると思う。ただし、公民館のような社会教育施設の場合、現在のような直営の場合は市議会という最終チェック機関があるが、指定管理者になった場合は、しっかりしたチェック機関がなくなるということが大変怖い。教育機関に指定管理者制度は馴染まないのではないかと。

市民)市が関与する部分としては、どんなものを指定管理業者にやらせるのか、という基本的な部分を取り違えてしまうと、経費が安くなるだけで、学習するとか、教育するという面での向上にはつながりにくいと思う。指定管理者については議会も傍聴したが、審査する人が5人だけで、しかも市に関わっている人が多いので、多方面からの審査ができていないのか疑問が残る。また、非公募のところの理由もはっきりしない。

審査における点数についても、配点が大きいものと小さいものがあるが、市民にはわかりにくい。指定管理はこれまでの業務委託とは違い、いろいろな責任を負っていくものなので、

もう少し細かく整理をして、審査の方法なども変えていく必要があると言っていた議員と同意見。

市のスタンスと市民の考えを常にすり合わせていかないと、文化とは全く違う方向へ行ってしまう、市民がただ利用するだけ、というように、せっかくの市民の財産が活用されなくなってしまう。

市民)以前参加者から、スポーツ施設は指定管理者を取り入れたほうがいいという意見があったが、その理由などを聞きたい。

市民)何事も始める前は色々な意見があるが、まずは実行に移して、その中で修正しながら完全に近いものにしていけばよいのではないかと。これはスポーツ団体が共通して持っている考え。報告書の中で、スポーツ施設のあり方ということで意見を書いたが、現状のグラウンドの運営管理には大変不満。施設管理をする場合は、ハコモノとグラウンドは分けなければならない。

小平市の体育協会に属している33団体には個人競技も団体競技もある。市でつくったグラウンドは、野球とサッカーが両方できればいい、というように、極端な言い方をすれば、ただ作っているという印象。

昨年中央公園のグラウンドが改修されたが、かえって悪くなった。冬は霜でぐちゃぐちゃ。また、市民に開放しているにもかかわらず、何故柵を作ったのか。結局乗り越えている状況で、誰もパトロールをしていない。陸上競技のトラックがあるが、他の競技の時には邪魔になる。では周りに人工芝でも敷くのかと思ったらそれも無い。

もっと競技を見せることによって、一般の人の興味を引き、参加したくなるようにすることが大事。三多摩全体の競技を開催するなど、もっと目的意識をもつこと。また、遊んでいる企業のグラウンドについても、指定管理みたいな制度を利用して使わせてもらえないか。

市民)指定管理者になると質が低下するのではないかと不安がある一方、このようになって欲しいというように、実際に使っている人の希望を叶えるために指定管理者を望むといった意見があることも事実。おそらく指定管理を受けるのが、どこかよその企業というイメージがあるのではないかと。しかし実際には現在利用している人達がNPOなど設立して、指定を受けることもできる。希望を実現するためには、要求するだけでなく、責任も引き受けるという

ように、自らが手をあげるということも1つの方法。

私は、他の自治体の女性センターの職員として管理に携わっていたことがあるが、非常に低迷していた。とても立派な施設だったが、ほとんど活用されず、また、馴染みの団体にはほとんど貸すが、新しいところには非常に厳しくするなど、貸し出しの基準が職員の裁量に委ねられているということもあった。もっと利用する人たちが、自分達だったらこうする、予算もこんなふうに使っていく、というような力をつけていくことも必要ではないか。

現在直営となっている施設については、今後の扱いが決まっているのか。

課長)直営のものは、指定管理者制度にしなければいけないという制約はないので、具体的な計画はない。ただし、サービスの向上という点から、指定管理者の導入も選択肢の1つになる。

市民)グラウンドを改修して悪くなったという話があったが、どの程度専門家の意見を反映しているのか。

課長)グラウンドの状況については即答できないが、所管課でそれなりの業者に委託しているはず。柵については、競技中の立ち入りの点から設置の要望などがあって作ったが、この状況については議論があることは承知している。施設というものは、自由なことで迷惑を受ける立場の人もあるというように、折衷の中での対応になる。

市民)中央公園のグラウンドの設計では、使用する団体の専門家の意見を聞いたわけではなく、土木の専門家が作っている。中央公園のグラウンドは非常に使いにくい。お金云々より、グラウンドとして、どのように使用するのか、という根本的な部分に関して小平市は非常に遅れている。

市民)現状として使い勝手が悪いということは分かるが、指定管理者制度になるとどう良くなるのか。

市民)責任分担がはっきりできる。法人化すると保険制度ができるので、しっかりした対応ができる。今は市の担当部署が複数にわたっている場合があり、たらいまわしということもあるが、指定管理者になれば補償問題、交渉の対応はしっかりする。また、スポーツ施設については、怪我は大きな問題。

市民)専門家の意見が反映されていないのは大変な問題。直営がダメなら指定管理者も一つの方法ということ。

市民)直営か、指定管理者かということよりも、グラウンドを良くしたいという話になってしまっている。

市民)指定管理者になると専門職が増えて、良いサービスができるのではないかと、という夢を描く意見がある。実際、全国にいくつか指定管理者の図書館があるが、給料は平均1時間850円だという。そういう勤務条件の人が何年続けられるのか。継続して職員として勤めてもらわなければならないような図書館が指定管理者制度の導入によってどう変わっていくのか心配。

市民)トラブルに対する責任は、指定を受けているのが法人であろうがなかろうが、小平市にあるのではないのか。

課長)最終的な責任を負うのは地方自治体である小平市だが、指定管理を行うときに市と指定管理者でリスクの区分をする。

市民)指定管理者がビジネスとしていろいろな提案をしても、縦割り関係の中でやるのならば、結局何もできなくなってしまう。それならば最初から行政がやればよいということになるような気がする。

課長)テニスコートの貸し出しがコアな業務とした場合、指定管理者は自分が持つノウハウの中で、例えばテニスコートでテニス教室を開くとか、夜間も開く、ということになれば、プラスアルファとしてのメリットが出てくる。テニス教室などは有料でもかまわないので、指定管理者としての収入とすることも可能。このように、コアの部分がベースとしてあって、そこに指定管理者のノウハウを生かし、どのような施設運営をしていくか、という点で知恵の比べあいになる。

コアの部分以外はやってはいけない、ということになると、指定管理者にする意味がない。

市民)指定管理者の側だけに限定するからいけない。指定管理者だけでやるということではなく、行政にも専門家がいるので、行政と協働で一緒にやればいい。柵を乗り越えてグラウンドに入ってくるといった先ほどの問題について言えば、看板を出しておけば済むということではなく、

パトロールをするなど、協働でやるべきこともある。

市民)全く同感。指定管理者にするかどうかではなく、市が聞き耳を持つことが大切。聞き耳を持っていないから、つまらないところにお金を

使い、管理ができていない。管理するのであれば、使う人の意見を聞くこと。

以前4小を建替える際に、仮校舎を作らなくて済むからという理由で、北側の旧校舎を残しながら、南側に新校舎を建てた。これによって北校庭となってしまう、非常に使い勝手が悪くなった。これは何十年も続くことになる。7小の時も市は当然のように同じ方法を提案してきたが、学校と地域と一緒にってはねのけた。そのため仮校舎建設に2億円かかることになったが、北校庭になるよりもよい。

市民)直営の施設については予算や利用実績が分かるが、指定管理者となった場合には経費の内訳などは公表されるのか。情報公開ということではなく、一般的な広報として出されるものか。市の予算、決算であれば情報公開条例を使うことなく、一般の人が見ることができる。請求するまでもなく、公表されることが大事。

市民)小川西グラウンドはいくらくらいかかっているのか知りたい。また、今後グラウンドをつくる予定はあるのか。

課長)体育課に直接問い合わせた方が早い。

市民)審査会メンバーの有識者とは誰を指すのか。

課長)施設によって違う。

市民)有識者というが、学術有識者には非常に疑問符がつく。それよりも、実務、実態を知っている人の方が適している。スポーツ施設に関しては、ここに参加している先ほどの人などが有識者と言える。

指定業者については指定期間中によく観察して、悪ければ変える。チェック機能は市民にとって最も大きなパワー。行政は実証科学のような形で、やってみなければ分からないという面がある。やってみて、悪ければ直す。その際に重要なものがチェック機能で、行政のあり方、どのように行われているかを監視することが重要。行政がやっているから100%満足しているわけではない。指定管理者でもきっちりチェックする必要があるが、市民のチェックの場が設けられていない。有識者に学者を入れることもよいが、いろいろ専門があるので、何故その人なのか、市民の了解を得なければ。

市民)市民会議は異なった意見をお互いに言う場だと認識している。例えばグラウンドの件でいえば、実地にやっている人は、問題をどう改善すればいいかを知っている。良い結果を出そうというのであれば、もっと専門家のノウハウなど、行政の足りない部分を穴埋めするような、参考になる意見を聞く場をどこ

かで作ることからスタートすればよいのではないか。市民の意見を反映させ、専門的なノウハウを持っている人との出会いの場を持つような方法について、我々がこれから作っていかなければならない。

市民会議の次のステップとしては、企画の段階から市民が参加する場とすることが必要。

市民)ニーズを的確に反映させる有識者を入れるということ。

市民)審査会の構成や審査方法、協定内容などは市の裁量で決められるのか。協定の内容を具体的にどうするという点で市の裁量はあるのか。それとも全国の標準的なものでやっているのか。裁量のできるのであれば、そうしたところに市のチェックや市民意見を入れるという可能性もあり、自治基本条例などに盛り込んでいくこともできる。

課長)審査の方法などは市が決めている。

市民)市民会議には苦情ではなく、現状を知ってほしいということで参加している。せっかく市民会議を設置したのだから、もっと継続的なものにして、具体的な反映を図るという方向に持って行ってもらいたい。

市民)私も色々なことで市の窓口に行くが、何かアラ探しに来たのではないかというふうに、職員は身構えてしまっている。むしろもっと市民への情報提供と思って欲しい。市民と職員は敵味方ではないのだから、そういう姿勢は直してもらわないと、行政改革などは進まない。

市民)新宿区の環境学習センターを作る際に、日常的に新宿区と活動している環境NPO団体ということで指定管理者になった例がある。年2回実施している環境講座に新宿区長が出てきたり、市民を巻き込んだり、他のNPO団体と情報交換するなど、いろいろな協働が図られている。こうした指定管理者の使い方などもあり、お金では計れない効果というものもある。

2 報告書素案に対する修正について

市民)7ページ上段の学校の使い方について。学校は地域に散らばって設置しているので、学校の利用に関しては次年度に検討を続けてもらいたい。

補佐)次年度は市役所内に検討組織を設けて、公共施設に関する方針を策定する予定だが、そこ

にこの報告書を反映させていく。その際に今回の市民会議における意見に関しては、どこが反映した、反映しないと回答する予定。

市民) 庁内でまとめる方針については、出来上がったものが示されるのか。本来は決まってからではなく、最初から市民が参加しなければダメ。

補佐) 素案をまず出して、意見を反映させて確定する。

市民) 公共施設に求められるものについて。公共施設の試算・コストが示されないと議論がかみあわない。約3億円弱が地域センターと公民館の経費と考えるとよいのかどうか。こうした数字が出てこない具体的な検討が出てこない。それに派生して使用料がどうということになる。管理体制については、どこが管理しているのかははっきりしない。コストを含めての市の管理責任がどこにあるのか。

市民協働の担い手である NPO の活動自体をどうとらえるのか。施設の利用率が50%しかないという状況もあり、議論の中でコスト削減ばかりが議論されるが、空いた施設を NPO に開放するなど積極的な投資についても考えるべき。

市民) 全体として市民会議でどうだったのかということになると、前書きが必要になってくる。今のままでは縦割りの状態。個々の項目に分けてしまうから市民の自由の発想が出てこない。市民は全体として考える。行政は細切れ。

市民) 7 ページ。点線枠内 4 つ目。「公民館は社会教育を行う施設である…」だと、何か敵対しているような印象を与える。「公民館は社会教育の場であり、集会施設とは役割が異なる」としてほしい。

市民) 公共施設等市民会議の設置要綱とあるが、公共施設のほかに駅やバスといった公益施設というものがある。来年度は広がっていくのか。公共施設だけだと、公民館などに限定されている気がする。

市民便利帳の内容には全ての施設が含まれている。公共施設だけでは不足する場合には公益施設まで広げて考えて欲しい。ヤミ金融、成年後見など、日常生活の問題をどこに相談すればいいか。こうしたことも含めて。

市民) 8~9 頁。「中身は読んでいないけれども…」は全てを読んでいないわけではないので、「中身は読んでいなくても」に変更。「受けている場合は…」に変える。

市民) 10~11 ページ「地域の活性化につながる…」 「NPO 等、地域の活性化につながる機能を持つ団体を」

市民) 15 ページ。5 番目。「視野に入れて検討する」に「市民」を入れればより良い。

補佐) 個別の意見にも追加する。

20 ページ「管理運営」

補佐) 20 頁の「管理運営」の項目については、今日の意見を踏まえて追加、整理する。

市民) 指定管理者について、好ましくないと言い切ってしまうと、この会議の中で否定されたような印象。もう少し未来への可能性を含めた意見にした方が。民間企業が受けることを想定していると思うが、例えば、図書館に長く係わってきた方が受けるのであれば、連携も広がる可能性もあると思うので。

市民) 「必ずしも好ましくない」としてはどうか。

市民) やはり好ましくないと思うと思う人もいるので、どちらも載せればよい。

市民) 意見を修正して方向性を出すのではなく、市民意見なので両論併記で。

23 ページ「施設の有効活用」

市民) 現状のなかで、使用者が3つしか載っていないが、他にもあるはず。NPO 団体がたくさんあるのに何故省いているのか。

市民) 記載されている3団体は占有をしているという意味。例えば準備室は色々な団体が利用しているが、占有はしていない。

課長) 市が使用の許可を出している団体という意味。

市民) 高校生の問題が出ているが、大学生はどうなのか。大いに利用してもらうのが本旨なので大学生まで低額にすべき。

課長) 個別の意見としても追加する。

市民) 29 ページ の 2 項目目。レファレンスが有料でいいととられてしまうので、削除を。私の意見ではないのであれば、変えられないが。レファレンスについては通常のサービスだと思っている。宅配などは通常を超えるサービスとは思う。

補佐) 今日の意見の追加及び指摘箇所の修正をするが、後は責了とさせてほしい。

市民) 関連施設との連携をとる施設とは具体的には？

補佐)ここでは市立図書館と学校図書館との連携についての意見。

課長)来年度まとめていくなかで活かさせてほしい。パブリックコメントとして

ホームページで全文を載せるほか、市政コーナーや図書館にも配置する。

